

序 論

第1部 総則

第1章 計画の方針

この章では、本計画の目的、構成、背景を述べる。

第1節 計画の目的

藤沢市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、本市に係る地震をはじめ各種災害に関し、防災関係機関を含めた総合的かつ体系的な対策として定めたものであり、この計画を有効かつ適切に活用することによって、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民の生命、身体及び財産を各種災害から保護し、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災の万全を期すことを目的とする。

第2節 計画の構成と位置づけ

1 計画の構成

本計画は、本市における各種災害に対処するために、基本的かつ総合的な計画として、藤沢市防災会議が定めたものである。

本計画は、本編と資料編により構成し、市域における防災活動の指針としての性格を有するものである。

本編については、序論、各論Ⅰ「地震災害対策計画」、各論Ⅱ「風水害等対策計画」、各論Ⅲ「都市災害対策計画」により構成する。それぞれの詳細については、表1-1のとおりである。

資料編については、各種災害対策を進めていく上で必要な各種マニュアルやデータ、参考文献を一元的に管理し、常に最新情報に更新する。

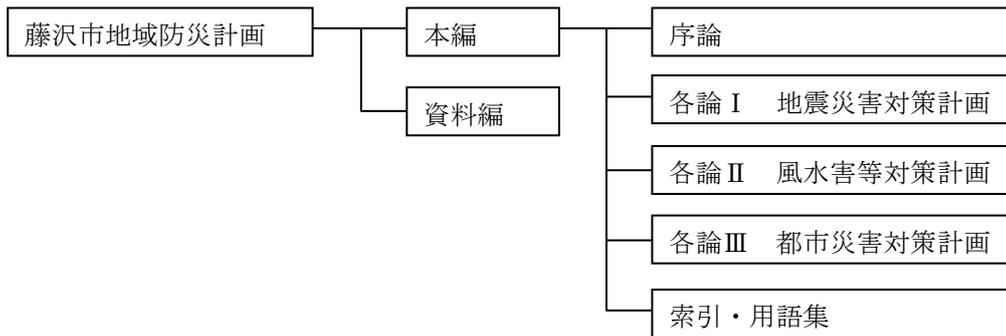


図 1-1 藤沢市地域防災計画の全体構成

表 1-1 本編の構成

構成		内容
序論	第 1 部 総則	計画の方針、市・防災関係機関・市民等の役割、藤沢市の概要、過去の災害状況等
	第 2 部 防災体制の充実・強化	平常時から取り組むべき防災体制の充実や強化のための対策等
各論Ⅰ 地震災害対策 計画	第 1 部 総則	地震災害対策の目的、方針、市への影響が懸念される地震・津波と想定される被害状況
	第 2 部 災害予防対策計画(都市の安全性の向上)	地震による被害を未然に防止、軽減するために、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策
	第 3 部 災害時応急活動事前対策計画	地震発生時の応急活動を円滑に実施するために平常時に実施すべき事前対策、必要な取り決め、措置等
	第 4 部 災害時の応急活動計画	地震発生時に被害の拡大を防止するために行う応急対策、措置等
	第 5 部 災害復旧・復興対策計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等
	第 6 部 東海地震に関する事前対策計画	東海地震に関する警戒宣言発令時においてとるべき措置等
	第 7 部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項
	第 8 部 被災地支援対策	本市以外の他自治体で甚大な被害が発生した場合における被災地の復旧・復興に関する支援対策
各論Ⅱ 風水害等対策 計画	第 1 部 総則	風水害等対策の目的、方針、市への影響が懸念される風水害等と想定される被害状況
	第 2 部 災害予防対策計画(災害に強いまちづくり)	風水害等による被害を未然に防止、軽減するために、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策
	第 3 部 災害時応急活動事前対策計画	風水害等発生時に応急活動を円滑に実施するために平常時に実施すべき事前対策、必要な取り決め、措置等
	第 4 部 災害時の応急活動計画	風水害等発生時に被害の拡大を防止するために行う応急対策、措置等
	第 5 部 災害復旧・復興対策計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等 各論Ⅰ地震災害対策計画第 5 部に準拠する
各論Ⅲ 都市災害対策 計画	第 1 部 総則	都市災害対策の目的、方針、市への影響が懸念される都市災害と想定される被害状況
	第 2 部 災害時応急活動対策計画	都市災害発生時に被害の拡大を防止するために行う応急対策、措置等
	第 3 部 災害種別対策計画	各種都市災害に関して、被害の未然防止と被害拡大防止のための個別対策、措置等
	第 4 部 災害復旧・復興対策計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等 各論Ⅰ地震災害対策計画第 5 部に準拠する

2 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、災害救助法、水防法、災害弔慰金の支給等に関する法律、被災者生活再建支援法その他の災害に関する関連法令に基づくものである。また、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との整合を図り、本市や関係機関が行う防災対策及び諸活動を実施する際の、基本となる計画である。さらに、市政運営の総合指針2024との整合を図るとともに、藤沢市公共施設等総合管理計画及び都市マスタープランなど各分野の諸計画との連携を図る。

また、本計画の実施計画として藤沢市地域防災対策アクションプランを策定し、地震、津波及び風水害対策に関する施策・事業の一体的な進捗管理を行う。

加えて、市は本計画に基づき、津波が発生した際の避難先や避難路などを個別に定めた藤沢市津波避難計画や災害時に市の各部各課が対応すべき業務を時系列に定めた災害時職員行動マニュアルを作成し、一元的に管理する。

防災関係機関は、本計画に基づく諸活動を行うにあたり、必要と認められる詳細な事項については、それぞれにおいて定めるものとする。

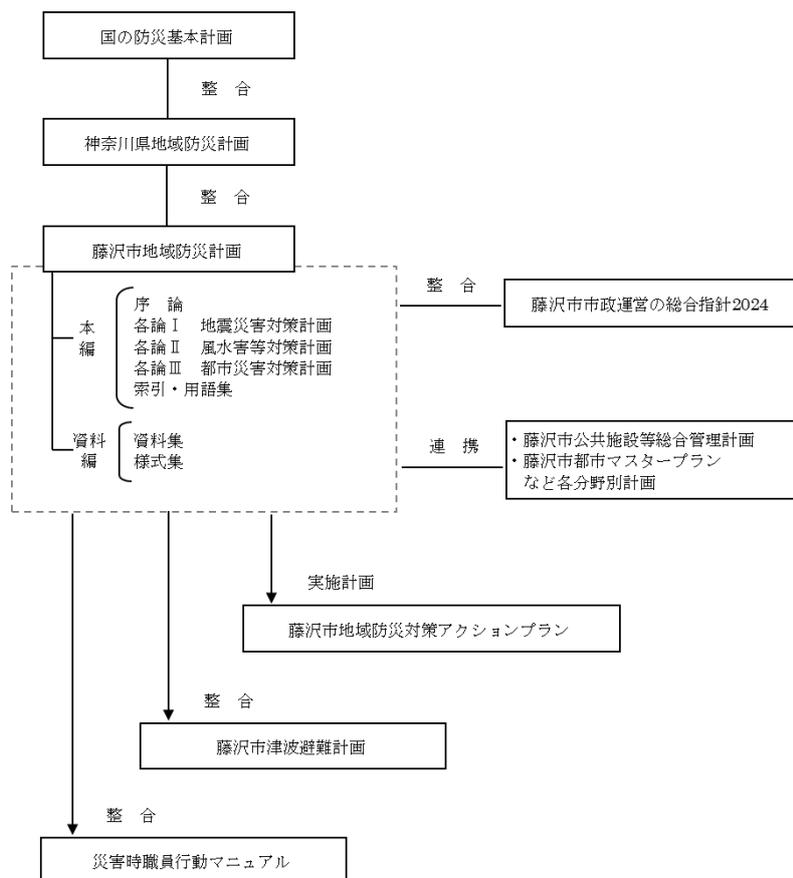


図 1-2 計画の位置づけ

第3節 背景と新たな視点

1 背景

近年、東日本大震災をはじめとする大規模地震の発生や局地的大雨による洪水・土砂災害等の多様な災害リスクが高まっており、今後の防災対策のあり方が課題となっている。そのような状況において、国は、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震、南海トラフ地震等の「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波」の検討による被害想定の見直し、災害対策基本法、首都直下地震対策特別措置法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をはじめとする関連法令の改正・新規制定や、防災基本計画、大規模地震防災・減災対策大綱、首都直下地震緊急対策推進基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の諸計画・指針の修正・策定など、災害対策の推進を図っている。さらに、集中豪雨、土砂災害、竜巻、火山噴火など多様な災害リスクに対しても、取組を進めている。

なお、藤沢市は、平成26年3月に、首都直下地震緊急対策区域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域にそれぞれ指定されている。

このような国の取組を受けて、神奈川県は、国が示した最新の科学的知見を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」を平成27年3月に公表するとともに神奈川県地震被害想定調査の結果を平成27年5月に公表し、令和3年3月に、同法に基づき津波災害警戒区域に指定した。

本市としては、このような国や県の動向を踏まえるとともに令和元年9月の台風第15号及び10月の台風第19号の災害対応の課題を検証し、今後も高まる多様な災害リスクに適切に対処するため、防災対策の基本である地域防災計画について、その見直しを図り、地域の実情に即した実践的な、実効性の高い計画としていく必要がある。

風水害対策においては、令和3年2月に藤沢市気候非常事態宣言を表明し、気象災害から市民の安全な暮らしを守るため、風水害対策を強化することなどを宣言している。

また、平成27年9月、国連サミットにおいて、国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsが全会一致で採択され、神奈川県においても「かながわSDGs取組方針」が示されるなど取組が加速している。このことから、17の国際目標（SDGs）の視点も踏まえたうえで、取組を着実に推進する必要がある。

2 防災対策についての新たな視点

東日本大震災をはじめとする様々な災害リスクに対し、対策を検討する上で、新たな視点が明らかとなってきている。

地震災害対策においては、被害想定の見直し、情報伝達体制の見直し、津波避難をはじめ避難対策の見直し、津波対策の教訓の伝承など防災教育の充実強化、被災者への支援の充実、要配慮者への支援の充実、帰宅困難者対策の充実、広域応援体制の見直しと整備、市庁舎等災害時の拠点確保の重要性、災害対応従事職員への支援、コミュニティによる地域防災力の向上、ライフライン・交通・公共施設等の対策、災害復旧における都市基盤施設の台帳リストの重要性など多岐にわたって、現在の防災計画を見直すことが求められる。

風水害対策においては、避難確保行動・避難先の明確化、避難指示等の発令基準の明確化、市民への情報提供のあり方、地域防災力の向上、河川改修の促進、竜巻など風害対策、箱根山・富士山の火山噴火対策などが求められる。

また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する必要がある。

3 国土強靱化との関係

平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定・公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

国土強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること、②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものである。

国においては、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定するとともに、当該基本計画に基づき、「国土強靱化アクションプラン」として起きているではない最悪の事態を回避するための施策群であるプログラムなどをとりまとめている。これらの策定により、今後、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととされている。

本市においては、これらの国の取組との調和の確保に留意しつつ、地域の特性を踏まえ、関係機関の協力の下、災害に強いまちづくりを推進する。

4 減災社会へ向けた取組

「減災」とは、阪神・淡路大震災後に生まれた概念である。

それまでの防災の概念は、被害を出さないための工夫として検討されてきたが、震災後、行政や関係機関、防災研究者等を通じて、被害の発生は食い止めがたいことが判明した。そこで、必要な対策を講じたとしても、被害は生じるという認識のもと、被害の拡大を最小限に抑えるため、どのような事前対策を行うかという考え方である。さらに、東日本大震災の経験からも減災に向けた様々な取組の必要性が求められている。

本市では、減災社会に向けて取り組むべき対応として、次のような対策や整備を図ることにより被害の軽減に努め、減災社会を目指すものとする。

- ア 計画的な土地利用と市街地整備の促進
- イ 公共建築物をはじめとする住宅・建築物の耐震化
- ウ 震災時の出火による延焼を防ぐ耐火性の強化

- エ 道路の拡幅、都市計画道路の整備による避難路の確保
- オ ライフラインの確保
- カ 津波浸水想定区域における避難対策の強化・充実
- キ 洪水浸水想定区域における避難対策の強化・充実
- ク 土砂災害警戒区域における避難対策の強化・充実
- ケ 防災教育及び防災訓練の充実
- コ 水、食料をはじめとする備蓄品の充実
- サ 要配慮者等への支援の充実
- シ 企業の防災対策の重要性
- ス 家具の転倒防止対策の強化
- セ 市民の防災意識（自助、共助意識）の向上
- ソ 地域防災力の向上
- タ 国や防災関係機関と減災に向けた共同研究の実施

第2章 計画の進行管理

この章では、本計画を推進、管理するための基本的な考え方について述べる。

第1節 計画の推進

この計画を推進するためには、各防災機関が多くの上業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められる。そこで、地域社会の実情、各種対策の推進等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、市及び各防災機関が緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していく必要がある。

市は、防災対策の第一線の機関としての防災力の一層の向上を図るため、市の財政計画との整合をとるとともに、国や県の財政措置を活用し、また、地域の資源を活かしながら、緊急性の高い施策を重点的に、かつ、計画的に推進する。

第2節 計画の習熟

1 災害時職員行動マニュアルの作成と訓練・見直しの実施

市の各部は、災害時における応急活動を有効かつ適切なものとするため、この地域防災計画を基本に、各対策における災害時の応急活動計画に定める所掌事務について「災害時職員行動マニュアル」を定め、訓練を定期的実施するとともに、内容について毎年見直しを行うものとする。「災害時職員行動マニュアル」は、災害対応業務別、組織別に作成し、業務継続計画やICS（インシデントコマンドシステム）の概念を取り入れた構成とする。

2 防災関係機関等の訓練

防災関係機関等は、平素から防災に関して研究、訓練その他の方法を通して、この計画及びこの計画に関連する他の計画等の習熟に努めるものとする。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第3章 地域防災計画の推進主体とその役割

この章では、計画を進める上での取組、市及び防災関係機関の責務や業務の大綱、市民等の役割について定める。

第1節 計画の進め方

1 防災力の向上に向けた取組及び連携

本市の防災力を向上させるためには、市民、企業、市、県、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本である。また、国の支援も重要である。

本計画は、①長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら、本市としての都市の防災性の向上を図ること、②各種災害の発生に備えた事前準備を進めること、③想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに④復旧・復興対策の検討等、予防、事前対策、応急活動対策、復旧・復興の調和を保ちながら総合的に展開することが求められる。

これらの諸対策の推進にあたっては、市民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した自治体である市の役割が大きい。特に、発災時には、市民、地域の主体的な取組と市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることになる。

そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」「私たちのまちは、私たちで守る」ことが大切であるとの認識を持つことが大切である。平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加など事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者や要配慮者等の救助、指定避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害救援ボランティア、消防団、市等と連携した防災活動を行うことが重要である。

また、市は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進することが重要である。

このように、本計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切であることを基調にしている。そこで平常時においては、藤沢市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図るとともに、多様な主体とのマルチパートナーシップに基づき、具体的な協力を得られる事業者と協定を締結できるよう事業者の募集方法等を工夫していく。また、災害発生時には、県や防災関係機関との連携を図りながら市災害対策本部において応急対策活動の調整を行う。

2 市民活動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個人の自覚に根ざした「自

助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家族、地域、企業、ボランティア団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する市民活動を展開する必要がある。

3 男女共同参画等の推進

本計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点やジェンダー平等などの多様な視点到に配慮して進めることが重要である。市は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、指定避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するため、ふじさわジェンダー平等プラン2030の重点目標に掲げている、あらゆる分野でのジェンダー平等の促進に向け、藤沢市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう女性委員の登用に取り組むなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努める。

第2節 防災関係機関の責務

1 藤沢市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 藤沢市

- ア 防災組織体制の整備
- イ 防災に関する調査研究
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 自主防災組織の育成、指導
- ク 消防活動その他の応急措置
- ケ 避難対策
- コ 情報の収集、伝達及び広報
- サ 被災者に対する救助及び救護の実施
- シ 保健衛生相談・指導及び防疫活動
- ス 医療救護活動体制整備のための医療機関との連絡調整
- セ 文教対策
- ソ 市管理施設の点検
- タ 市管理の道路及び橋りょう等の応急対策
- チ 被害調査及び被災施設の復旧
- ツ その他の災害応急対策
- テ その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置
- ト 防災会議のための事務

2 神奈川県

(1) 湘南地域県政総合センター

- ア 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び本部への報告に関すること
- イ 広域防災活動拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること
- ウ 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村等との調整に関すること
- エ 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること
- オ 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること

- カ その他必要な災害応急対策に関すること
- (2) 藤沢土木事務所
- ア 防災のための公共土木施設の整備
 - イ 所管区域内の県管理の道路及び橋りょう等の応急対策、緊急輸送道路の確保
 - ウ 所管区域内の県管理の道路及び橋りょう、河川等の被害調査並びに災害復旧
 - エ 災害時における管内市域の海岸線及び湘南港の応急復旧対策
 - オ 砂防林及び沿岸管理施設の被害調査並びに災害復旧
 - カ 改良工事区間に関わる道路の応急対策に関すること
- (3) 県営水道藤沢水道営業所
- ア 災害時における指定配水池での飲料水の確保
 - イ 水道施設の被害拡大防止措置
 - ウ 水道施設の被害調査及び復旧
 - エ 管内市域の応急給水活動支援
- (4) 神奈川県警察（藤沢警察署・藤沢北警察署）
- ア 被災者の救出・救助に関すること
 - イ 災害関連情報の収集・伝達避難誘導に関すること
 - ウ 交通規制、緊急交通路の確保に関すること
 - エ 行方不明者の調査、遺体の検視・調査等に関すること
 - オ 犯罪の予防・取締り、その他社会秩序の維持に関すること

3 指定地方行政機関

- (1) 関東総合通信局
- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (2) 関東財務局（横浜財務事務所）
- ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
 - エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

- (3) 関東農政局神奈川県拠点
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - イ 応急用食料等の支援に関すること
 - ウ 食料の需給・価格動向等に関すること
- (4) 関東地方整備局（横浜国道事務所）
 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 災害危険区域の選定
 - ウ 災害に関する情報の収集及び広報
 - エ 災害時における交通確保
 - オ 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
 - カ 災害復旧工事の施工
 - キ 再度災害防止工事の施工
- (5) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (6) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）（以下「湘南海上保安署」という。）
 - ア 大規模地震災害対策訓練等の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 港湾の状況等の調査研究
 - エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
 - オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - カ 活動体制の確立
 - キ 船艇、航空機等による海難救助等
 - ク 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
 - ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - コ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - サ 排出油等の防除等
 - シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - セ 海上における治安の維持
 - ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置

- タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

(7) 国土地理院関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ウ 地殻変動の監視

4 自衛隊（陸上自衛隊第4施設群・海上自衛隊横須賀地方総監部）

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 藤沢市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与

5 指定公共機関

(1) 日本銀行（横浜支店）

- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- イ 円滑な資金決済の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(2) 東日本旅客鉄道（株）（以下「JR東日本」という。）（横浜支社）

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 列車の運転規制措置
- ウ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- エ 旅客の避難、救援
- オ 鉄道、軌道施設の整備、保全
- カ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- キ 災害時の応急輸送対策
- ク 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(3) 東日本電信電話（株）（以下「NTT東日本」という。）（神奈川事業部）

- ア 電気通信施設の整備及び点検
- イ 電気通信の特別取扱い
- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

- (4) 日本郵便（株）
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - イ 被災者に対する郵便はがき等の無料交付
 - ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
- (5) 東京ガスネットワーク（株）
 - ア 施設の安全対策
 - イ 災害時の応急対策
 - ウ 警戒宣言発令時の応急対策
- (6) 東京電力パワーグリッド（株）（藤沢支社）
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 復旧用資器材の整備
 - エ 被害施設の調査及び応急復旧

6 指定地方公共機関等

- (1) 小田急電鉄（株）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 相模鉄道（株）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (3) 江ノ島電鉄（株）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (4) 湘南モノレール（株）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (5) 京浜急行バス（株）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 神奈川中央交通東（株）藤沢営業所
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (7) （公社）藤沢市医師会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (8) （公社）藤沢市歯科医師会
 - ア 歯科医療救護活動の実施
 - イ 遺体の歯の特徴の調査分析による身元確認への協力
- (9) （一社）藤沢市薬剤師会
 - ア 医薬品の供給
- (10) （株）神奈川新聞社
 - ア 災害状況及び災害対策に関する報道
- (11) （公社）神奈川県 LP ガス協会（湘南支部藤沢部会）
 - ア LP ガス消費設備の安全点検
 - イ LP ガス消費に関する安全指導
 - ウ 応急燃料の確保
 - エ 被災者に対する燃料の供給
 - オ 復旧用資機材の確保及び応急復旧
- (12) （一社）神奈川県トラック協会（県南サービスセンター）
 - ア 災害対策用物資の輸送車両及び運転手の確保
 - イ 災害時の応急物資輸送活動
- (13) （公社）神奈川県栄養士会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (14) （一社）神奈川県タクシー協会
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - ウ 災害対策用物資の輸送確保

(15) (一社)神奈川県バス協会

- ア 被災地の人員輸送の確保
- イ 災害時の応急輸送対策
- ウ 災害対策用物資の輸送確保

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 消防団

- ア 消火活動及び水防活動
- イ 人命救助及び避難誘導
- ウ 情報収集

(2) (一社)藤沢市建設業協会

- ア 道路・河川等の応急復旧に関する協力
- イ 復旧用資機材及び人員の確保
- ウ 障害物の除去に関する協力

(3) 横浜市営地下鉄

- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(4) 農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体

- ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- エ 被災農家に対する融資あっせん
- オ 被災組合員に対する融資又は融資のあっせん
- カ 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- キ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- ク 仮設住宅建設等用地のあっせん

(5) 金融機関

- ア 被災事業者等に対する資金融資

(6) 病院等医療施設の管理者

- ア 指定避難所の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

- (7) 社会福祉施設の管理者
 - ア 指定避難所の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
 - ウ 要配慮者の避難生活支援
- (8) 学校法人
 - ア 指定避難所の整備及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - ウ 災害時における被災者の避難受入れ
- (9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (10) (株) ジェイコム湘南
 - ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
- (11) 藤沢エフエム放送 (株)
 - ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
- (12) (公社) 藤沢市獣医師会
 - ア 災害時における動物救護活動
- (13) 藤沢市社会福祉協議会
 - ア 災害救援ボランティア活動の推進
 - イ 高齢者等社会的弱者への支援
- (14) 藤沢災害救援ボランティアネットワーク (以下「FSV ネット」という。)
 - ア 災害救援ボランティア活動の推進
- (15) 公共施設の指定管理者
 - ア 指定避難所の整備及び避難訓練の実施、災害時における利用者の保護及び避難誘導

第4節 市民の役割

- ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分 (可能な限り7日分) の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒

防止対策、建築物の耐震化の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行う。

イ 「私たちのまちは、私たちで守る」ことが大切であるという認識を持ち、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努める。

ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努める。

エ 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努める。

第5節 企業の役割

ア 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や従業員等の最低3日分（可能な限り7日分）の食料、飲料水等の備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

イ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

ウ 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

第6節 災害救援ボランティアの役割

ア 日ごろから、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努める。

イ 災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。

第4章 藤沢市の概要

この章では、災害発生に対する要因を明らかにするため、本市の地形・地質等の自然的条件、人口・土地利用等の社会的条件について整理する。

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、神奈川県中央南部に位置し、市域の北は、大和市、綾瀬市、海老名市に、西は、茅ヶ崎市、寒川町に、東は、横浜市、鎌倉市にそれぞれ接しており、南は相模湾に面している。また、JR 東海道線で東京駅へ 51.1km、横浜駅へ 22.3km、小田急線で新宿駅へ 55.6km と首都圏 50 キロ圏に位置し、交通の便に恵まれている。

面積は、69.56km²であり、神奈川県総面積の約 2.88%を占めている。

表 1-2 藤沢市の概要

面積	周囲	海岸保全区域 の延長	東西	南北	江の島周囲
69.56km ²	39.72km	6.967km	6.55km	12.0km	約 4.0km

2 地形

本市の地形は、北部が相模台地の南端にあたる標高 40~50m の洪積層からなる平坦な丘陵性の台地を形成し、南部は湘南砂丘の沖積低地部からなっている。

沖積低地は、境川及び引地川流域に沿って形成された低地を含み、かつ、南部市街地の多くの部分を占めている。

境川と引地川は本市の南北を貫流する河川で、河川に沿う斜面緑地とともに、本市の水と緑の骨格を形成している。

3 地質

本市における地質は、江の島で見られる葉山層が最も古い地層であり、その上位により新しい時代の江の島北東側と片瀬山周辺の池子層、その北方弥勒寺付近に見られる深沢層がそれぞれ分布している。

これらの基盤岩の上には、相模層群の海成層、陸成層が分布している。

相模層群の海成層は、その最下部の長沼層が渡内付近に分布し、より上位の大庭層、下庭層、早田層、藤沢砂泥互層、吉沢層が分布している。この海成層は、砂や礫からなる地層で長沼層を除き半固結状態となっている。

一方、同層群の陸成層は、下位より多摩ローム層、下末吉ローム層、武蔵野ローム層、立川

ローム層で代表されるローム層の重なりであるが、本市では多摩ローム層はほとんど見られず、それより上位のローム層の分布が見られる。また、この陸成層は、市中部の台地縁の急崖で見られるが、台地上及び北部ではボーリング資料からその存在がわかるのみである。これらのローム層は、市の中部・北部に広く分布し段丘を形成している。

市南部の低地は、砂が優勢な沖積層より成り、その厚さは厚い所で 40m 程度となっている。また、境川、引地川等の河川沿いにも沖積層が分布しているが、河川沿いの沖積層は泥質となっている。これらの地層はいずれも軟弱層である。

また、県内には、約 30 本の活断層が確認されており、そのうち活動度が高い活断層が 11 本あるが、本市にかかる活断層はない。

4 気象

本市は、相模湾に接しているところから暖流の影響を受け、比較的温暖で穏やかな気候であるが、平均気温は上昇傾向にあり、神奈川県では現状を上回る温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末には、「滝のように降る雨」の発生回数が、約 2 倍に増加する予測が示されている。

令和 5 年における、年間の平均温度は、17.3℃で、最も寒い 2 月で平均 4.0℃、最も暑い 8 月で、平均 29.1℃となっている。

降雨量については、年間の総雨量は 1,278.7 mm（月平均 106.5 mm）である。6 月の梅雨期には雨量が一番多い。

また、風向きについては、4 月から 9 月にかけては南寄り、10 月から 3 月にかけては、北寄りの風が卓越し、風速についてみると年間の平均風速は、2.4m/秒となっている。

（消防年報 2024 年（令和 6 年）版）

第2節 社会的条件

1 人口

本市の人口は、令和 6 年 8 月 1 日現在で、444,108 人（令和 2 年国勢調査を基準とした推計値）である。最新の統計では、県内では政令市に次いで、人口は 4 番目である。

人口の増加傾向は昭和 38 年以降昭和 46 年までは、年間 1 万人以上の急増を続けてきたが、その後、落ち着きを見せているものの着実に人口は増加を続けている。

世帯数は、203,898 世帯（令和 6 年 8 月 1 日現在）で、一世帯当たりの人員は、2.2 人で減少傾向にある。

人口密度は、市全体では、6,385 人/km²であり、地区別では、明治地区が 10,667 人/km²で最も高く、以下、鶴沼、辻堂、藤沢の順に続き、六会、遠藤、御所見地区の順に低くなり、御所見地区は 1,521 人/km²である。

高齢化率は、令和 6 年 8 月 1 日現在、24.60%で約 4 人に 1 人が 65 歳以上である。また一人暮らし高齢者は、17,755 人（令和 6 年 8 月 1 日現在）である。

2 土地利用と建物

(1) 概況

平成27年度の都市計画基礎調査によると、本市の面積は6,951ha*1で、神奈川県全面積24万1,497haの2.88%を占めている。そのうち、農地や山林など自然的な土地利用は、1,750.4ha(25%)で、住宅、商業、工業、道路など都市的土地利用は、5,200.6ha(75%)である。

市域全体が都市計画区域となっており、計画的に市街化を図る市街化区域は、4,754ha(68.3%)、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域は、2,202ha(31.7%)である。

*1 但し、平成31年1月の国土交通省国土地理院公表の面積により、6,956haとなっている。

(2) 建物

市内の建物のうち、木造建物の割合は、棟数では、76.2%で約4分の3を占め、非木造建物は、23.8%となっている。木造建物のうち95.4%が住宅となっており、また、本市の住宅の約8割が木造住宅となっている。

木造建物の割合が高い地域は、片瀬、鶴沼、辻堂、藤沢、長後地区のそれぞれ一部にある。

3 交通

(1) 道路

本市内の道路延長は、令和3年4月1日現在で、国道約23.9km、県道約60.4km、市道約1,331.7km、合計約1,416kmとなっている。このうち、自動車専用道路については、国道1号の新湘南バイパスが供用されており、さらに現在首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部を担う横浜湘南道路の事業を国土交通省横浜国道事務所が行っている。国、県、市ともにこれまで着実に整備を進めてきているが、本市や市外の主要都市同士を結ぶ東西、南北に配置された骨格的な道路では、朝夕を中心に混雑している状況である。また、市内で最も交通量の多い地点は、平成27年度の道路交通センサスによると、国道1号の藤沢市城南4-10の約3万2千台/12時間(平日7時から19時まで)、次に交通量が多い地点は、県道43号(藤沢厚木)の藤沢石川636-6の約2万7千台/12時間、国道134号の藤沢市鶴沼海岸1丁目11-19の約2万4千台/12時間となっている。

本市における乗用車の保有台数は、乗用自動車が117,561台(令和5年4月1日現在)、軽自動車(原付等を含む。)が98,961台(令和5年4月1日現在)である。

(2) 鉄道

本市内を走る鉄道は、営業路線で、東海道本線及び東海道新幹線(通過線)のJR2線と小田急江ノ島線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール線、相模鉄道いずみ野線、横浜市営地下鉄ブルーラインの計7線が運行されている。

主要駅の一日常たりの乗車客数（令和5年度）は次のとおりである。藤沢駅は3線合わせて、277,652人、辻堂駅は55,388人、湘南台駅は3線合わせて135,340人である。

なお、令和2年度における主要駅の一日常たりの乗車客数は、藤沢駅が3線合わせて、149,118人、辻堂駅は44,189人、湘南台駅は3線合わせて60,770人である。

本市は、東京圏におけるベッドタウンとして、また、工業や商業の中心として重要な位置にあるとともに、年間を通して観光客が多く、4つの大学をはじめ教育機関も多数あり、鉄道利用者は相当数のにほり、その数は年々増加する傾向にある。

4 社会構造

（1）都市化

本市では、高度成長期に人口が急増した。その後も緩やかではあるが、増加が続いており、宅地化も進んでいる。

（2）産業活動

本市は全国でも有数の工業都市であり、平成元年から平成9年までは出荷額が2兆円を超えていたが、工場の市外転出等により、平成22年には約1兆円まで落ち込んでいた。その後は回復の兆しを見せて、現在は約1.5兆円まで盛り返している。また商業活動についても経済情勢の影響を受け、年間の販売額は増加傾向にある。

（3）危険物等の集積

本市の工場及び研究所は、北部の工業団地と東海道沿線に集積している。各工場等では、多量の危険物が貯蔵又は取り扱われている。

市内の危険物製造所等許可施設は、令和4年3月31日現在、364施設である。この施設のうち消防法別表第1の第4類の危険物（石油類）を取り扱っているものは、356施設で、全体の97.8%を占めている。

表 1-3 藤沢市における社会環境の推移

区分	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	令和 2 年 (2020 年)	備考
人口	379,185 人	409,657 人	437,155 人	10 月 1 日現在
(内 65 歳以上)	(51,631 人)	(81,398 人) [※]	(107,241 人) [※]	同上 ※住民基本台帳による
昼夜間人口比率	94.8%	94.9% ^{※1}	94.2% ^{※2}	国調による。 ※1:H17 ※2:H27
市街化区域	4,686ha	4,686ha	4,754ha	
宅地面積	26,561,191 m ²	27,698,139 m ²	29,185,766 m ² ^{※1}	※1:平成 30 年
工業(製造品出荷額)	1,618,682 百万円	1,070,904 百万円	1,505,603 百万円 ^{※1}	※1:平成 30 年
商業(年間商品販売額)	795,479 百万円 ^{※1}	729,776 百万円 ^{※2}	742,912 百万円 ^{※3}	※1:H11 ※2:H19 ※3:H28
自動車保有車両数	214,174 台	221,625 台	226,680 台 ^{※1}	※1:令和元年
水道使用状況	48,716,905 m ³	46,020,190 m ³	45,508,813 m ³ ^{※1}	※1:令和元年
ガス供給状況	135,823 千m ³	161,642 千m ³	174,234 千m ³	※1:平成 28 年
危険物施設数	734	453	374	

第5章 藤沢市の過去の災害状況

この章では、災害発生危険性を明らかにするため、本市における過去の災害状況を整理する。

第1節 地震津波災害について

本市に被害をもたらした過去の被害記録によると、最も大きな地震災害として特記できるのが、1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災である。

この地震による本市内の被害状況は、全壊家屋2,180戸、半壊家屋2,316戸、死者220人と大きな被害が発生している。

地域別にみると被害の約半数以上が、当時の中心市街地であった藤沢町（現在の藤沢、鶴沼、辻堂）に集中している。

建物倒壊率をみると、全市では41.9%と非常に高い値となり、さらに藤沢町では約48%と、約半数の建物が倒壊している。

藤沢町に次いで被害が大きかったのは川口村片瀬であるが、これは同地区が湘南海岸の別荘地としての性格をもっていたためと考えられる。

津波による被害も多く発生しており、江の島には波高が3.5mの津波が来襲し、湘南海岸沿岸各村に深刻な被害をもたらしている。鎌倉・腰越とともに川口村もその対象となり、江の島棧橋の通行者約50名と片瀬海岸での遊泳者7名が津波の犠牲になっている。また、川口村の山本橋が流失し、江の島の旅館岩本楼、恵比寿屋の一部数棟が全壊した。

その他、河川堤防や橋りょうの崩壊、道路の亀裂破壊など広範囲にわたって被害が発生している。

第2節 風水害等災害について

本市を流れる境川、引地川、柏尾川の流域一帯は、高度成長期以降の急激な都市化の進行によって、降雨時における増水が著しく、大きな都市型水害を招き、付近住民はその危機に絶えず脅かされている。

このため、昭和54年から境川、引地川は総合治水対策特定河川に指定され、県による抜本的な河川改修が始まった。特に、昭和57年9月の台風第18号により、本市は甚大な水害を受け、すぐに県・国に河川改修等を要望した結果、柏尾川から東橋上流までの区間について、激甚災害対策特別緊急整備事業の適用を受けることになった。

平成2年には、8月の台風第11号により藤沢橋が落橋、9月末の台風第20号では鶴沼橋が落橋したほか、公共施設での床上浸水はじめ多くの家屋での床上・床下浸水や道路冠水など大きな被害を受けた。その後も、毎年のように6月～9月にかけて、集中豪雨や台風による被害を受けている。平成15年には、季節はずれともいえる3月に、局地的な豪雨による大きな被害を受けている。

また、近年は、地球温暖化現象の影響とも言われる、局地的大雨が市内でも発生し、河川の溢水や内水排除が困難なことによる建物被害や道路冠水が数多く発生している。

特に平成26年10月の台風第18号により、市内全域で道路冠水、床下・床上浸水の被害が発生し、初めて河川沿いに居住する住民に避難勧告を発令した。また、続く台風第19号においては、避難準備情報を発令した。

平成27年9月の台風第18号においては、土砂災害警戒情報が発表されたことにより、土砂災害にかかる避難準備情報を発令した。

令和元年9月・10月の台風第15・19号においては、避難勧告の発令を行い、早めの避難を呼びかけた。台風第15号においては、暴風による住宅等の損壊が発生し、倒木や飛来物による電線の断線により長時間の大規模停電も発生した。また、立て続けに発生した台風に備え、地区防災拠点本部等を通じて、市民等に土のうを約5,000袋配布した。

第3節 都市災害について

本市においては、米軍の厚木基地が、本市の北に接する綾瀬市と大和市に立地しており、本市の上空が米軍の飛行コースになっているため、昭和30年代においては米軍ジェット機の墜落事故、昭和59年における米軍ヘリコプターの墜落事故、さらには部品の落下事故、ヘリコプターの不時着事故が起きており、被害が発生している。

昭和61年3月には、強風と湿った雪により、送電線の鉄塔や電柱が倒れて停電し、寒川浄水場の機能が停止した。県営水道の懸命の復旧と、市職員の応急的な給水対策で、市民生活への影響を少なくすることができた。雪害は風水害ではあるが、大規模停電が生じたことから、都市災害の典型事例の一つといえる。

第2部 防災体制の充実・強化

第1章 組織体制の充実・強化

この章では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の機能を確保し、災害応急対策を円滑に実施するための組織体制、活動内容等について定める。

第1節 災害対策本部の組織体制の充実

市は、発災時における災害対策本部要員の参集を確保し、非常時に備え、職員の配置等にも留意する。また、災害対策本部組織や業務マニュアル等を検証し、必要に応じて見直すとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できる組織体制をあらかじめ想定しておく。

県、防災関係機関等との連携については、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めるなど連携をより一層高め災害対策本部の機能を強化する。

第2節 災害対策本部組織の充実

市は、各災害に素早く対応できるように災害対策本部を組織し、災害時応急活動事前対策及び災害時の応急活動を実施する。

災害対策本部組織は、本部事務局、各指揮本部、各地区防災拠点本部により組織される。

災害対策本部長は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、災害応急活動を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の標識については、災害対策本部室の出入口に標示板を掲げるものとし、本部長、副本部長、本部員及びその他の職員は、応急活動に従事するときは所定の被服及び腕章等を着用するものとする。

災害対策本部の組織等については、詳細を藤沢市災害対策本部規則に定めるものとし、設置基準及び組織の構成については、次のとおりとする。また、組織図を図2-1に示す。

(1) 災害対策本部設置基準

- ア 本市に震度5弱以上の揺れが発表されたとき。
- イ 相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。
- ウ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 組織構成

- ア 災害対策本部
本部長は、市長をもって充てる。

副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

本部員は、各指揮本部長、市民病院事務局長及び各地区防災拠点本部長をもって充てる。

イ 本部事務局

本部事務局長に防災安全部長をもって充て、本部事務局職員については防災安全部職員のほか、本部事務局長が指名した職員を充てる。

ウ 指揮本部

指揮本部長及び部等の職員により構成する。

エ 地区防災拠点本部

地区防災拠点本部長及び市民センター・公民館の職員、並びに、本部長が指名した職員により構成する。

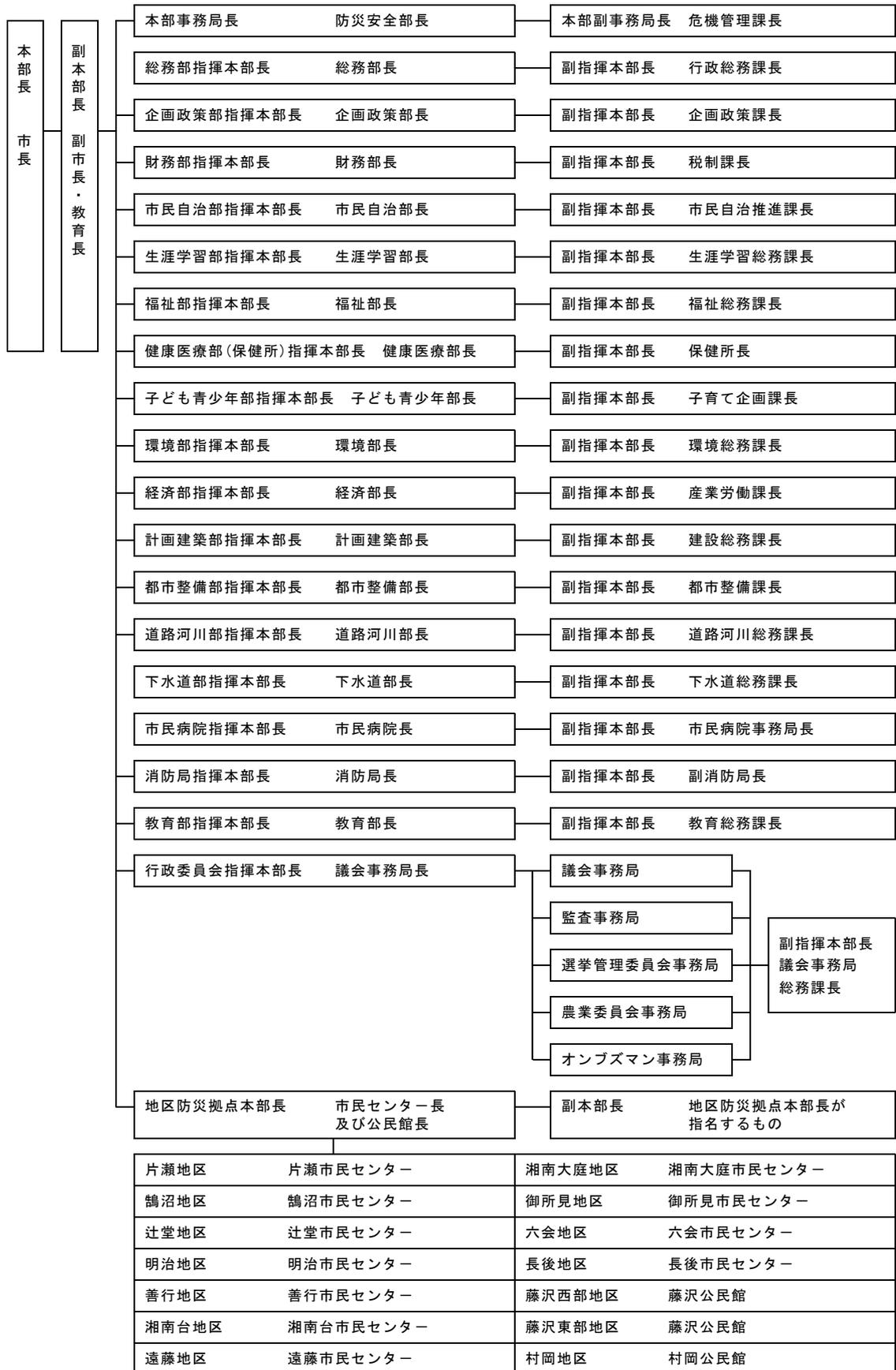


図 2-1 災害対策指揮本部組織図

第3節 地区防災拠点本部の充実

大きな災害が起きたときは、各種障害や悪条件が重なり、行政をはじめとする防災関係機関の活動が著しく制限されることが多い。いざというときに、地域を守る担い手である自主防災組織や地域住民が、情報の収集や伝達、初期消火や救出、避難誘導、要配慮者の支援などの防災活動を迅速かつ効果的に行うことができるように、体制を整備することが重要である。市は自主防災組織や地域住民との連携を図り、地区の防災活動の中心となる拠点として、市民センター・公民館を13地区における地区防災拠点本部として位置づけ、平時から地域防災に関する事務を実施する。

地区防災拠点本部は、災害発生直後においては地区の被害状況などの情報の収集・伝達、自主防災組織及び自治会・町内会等と連携して地区内の要配慮者の安否確認などを実施する。

また、地区防災拠点本部は、地区の避難施設の連絡調整など地域との結びつきが強く、災害時における拠点機能の維持が重要となる。

地区防災拠点本部長は、地区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部が設置される前であっても地区防災拠点本部を設置し災害対応を実施する。

1 地区防災拠点本部機能の充実強化

災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、地区防災拠点本部及び指定避難所、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）、福祉避難所（一次）としての業務の継続に支障をきたすことのないように、老朽化した市民センター・公民館庁舎の建替えを進めるとともに、非常用自家発電設備の整備、情報・通信システムの確保、物資の備蓄を推進する。また、津波浸水想定区域に位置する片瀬市民センター及び鶴沼市民センター、並びに洪水浸水想定区域に位置する村岡公民館については、津波災害時、あるいは洪水災害時には、他の公共施設等における代替機能の確保を図る。

2 地区の防災活動との連携強化

地域住民の防災意識の向上を図るための地区防災訓練の実施や、地区防災組織連絡協議会の活動を通して、拠点本部と地区の防災活動との連携強化を図るとともに、地域との結びつきが強い消防団と連携し、防災及び災害対応の強化を図る。

第4節 災害対策本部会議等

災害対策本部に本部会議、災害対策警戒会議又は災害対策連絡会議を置き、組織及び運営に関し、必要な事項をここに定める。

1 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部会議の構成

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員並びに災害対策基本法第2条第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する機関のうちから本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

(2) 災害対策本部会議設置場所

災害対策本部会議の設置場所は、災害対策本部室とする。ただし、災害が一定の区域に限定して発生し又は限定して発生すると予測される場合は、当該地域の地区防災拠点本部等に置くことができる。

(3) 災害対策本部会議審議事項

災害対策本部会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- ア 防災活動の配備に関すること
- イ 災害予防及び災害応急対策に関すること
- ウ 災害情報の収集及び伝達に関すること
- エ 災害対策本部と各指揮本部等との連絡及び調整に関すること
- オ 災害対策本部と(1)に規定する機関との連絡調整に関すること
- カ 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること

2 災害対策警戒会議

(1) 災害対策警戒会議の構成

災害対策警戒会議は、本部長、副本部長、総務部長、企画政策部長、計画建築部長及び消防局長並びに本部長が必要と認める部長等職員をもって構成し、本部長がこれを招集する。

(2) 災害対策警戒会議設置場所

災害対策警戒会議の設置場所は、災害対策本部室とする。ただし、災害が一定の区域に限定して発生し又は限定して発生すると予測される場合は、当該地域の地区防災拠点本部等に置くことができる。

(3) 災害対策警戒会議審議事項

前項(3)に掲げる災害対策本部会議審議事項の緊急的な対応に関することについて審議する。

3 災害対策連絡会議

(1) 災害対策連絡会議の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置される前で

あっても、災害対策連絡会議を設置することができる。設置基準は次のとおり。

- ア 市内に気象警報(波浪警報を除く。)が発表されたとき。
- イ 本市に震度4の揺れが発表されたとき。
- ウ 近地津波に係る津波注意報が発表されたとき。

(2) 災害対策連絡会議の構成

災害対策連絡会議は、議長を防災安全部長とし、各副指揮本部長（保健所長及び市民病院事務局長並びに副消防局長を除く。）、市民センター長、公民館長、秘書課長、広報シティプロモーション課長、防災政策課長、地域医療推進課長、病院総務課長及び消防総務課長をもって構成し、防災安全部長がこれを招集する。

また、災害対策連絡会議の事務局長は危機管理課長とする。事務局の庶務については、危機管理課がつかさどり、防災政策課及び防犯交通安全課が補助する。

(3) 災害対策連絡会議設置場所

災害対策連絡会議の設置場所は、災害対策本部室とする。ただし、災害が一定の区域に限定して発生し又は限定して発生すると予測される場合は、当該地域の地区防災拠点本部等に置くことができる。

(4) 災害対策連絡会議審議事項

- ア 情報等の分析に関すること
- イ 今後の対応策と配備体制に関すること
- ウ 災害対策本部と指揮本部の連絡調整
- エ その他災害全般に関すること

4 各指揮本部会議の開催

災害対策本部が設置されたときは、各部は「各指揮本部」を設置し、災害対応を行う。各部等の指揮本部名、指揮本部設置場所及び指揮権者は、表 2-1 のとおりとする。

表 2-1 指揮本部設置場所及び指揮権者

指揮本部等名	指揮本部設置場所	指揮権者
災害対策本部事務局	災害対策本部室	防災安全部長
総務部指揮本部	総務部長室	総務部長
企画政策部指揮本部	企画政策部長室	企画政策部長
財務部指揮本部	財務部長室	財務部長
市民自治部指揮本部	市民自治部長室	市民自治部長
生涯学習部指揮本部	生涯学習部長室	生涯学習部長
福祉部指揮本部	福祉部長室	福祉部長
健康医療部(保健所)指揮本部	健康医療部長室	健康医療部長

子ども青少年部指揮本部	子ども青少年部長室	子ども青少年部長
環境部指揮本部	環境部長室	環境部長
経済部指揮本部	経済部長室	経済部長
計画建築部指揮本部	計画建築部長室	計画建築部長
都市整備部指揮本部	都市整備部長室	都市整備部長
道路河川部指揮本部	道路河川部長室	道路河川部長
下水道部指揮本部	下水道部長室	下水道部長
市民病院指揮本部	市民病院講堂	市民病院長
消防局指揮本部	消防作戦室	消防局長
教育部指揮本部	教育部長室	教育部長
行政委員会指揮本部	議会事務局長室	議会事務局長
地区防災拠点本部	市民センター・公民館	市民センター長・公民館長

5 各地区防災拠点本部会議の開催

地区防災拠点本部長は、地区内に災害が発生し又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、地区防災拠点本部会議を開催する。

6 災害対策本部の活動の強化

初動活動期は、動員計画に基づき直後に参集できた職員によって災害対策本部機能を維持するが、その後参集した職員の配備をもって、災害対策本部機能の強化を図ることとする。

(1) 応援体制の確立

被害状況や災害の発生状況を的確に把握し、重点対策部署や多くのマンパワーが必要な部署へ、参集職員を適正配備する応援体制の確立を図る。応援体制の全体調整は、災害対策本部会議で行うこととする。

なお、各指揮本部は、あらかじめ指揮及び活動マニュアルを整備するとともに、災害時に応援を受けた際には、活動の指揮を執るものとする。

(2) 長期活動体制の確立

本部長は、災害対応が長期にわたると判断したときは、速やかに職員のローテーションの作成を各指揮本部へ指示し、災害対策本部会議でその内容や実施時期について決定する。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

災害対策が長期化する大規模災害の場合、市職員のローテーションについては、職員の健康管理に留意し、職務内容を考慮して所属長が決定することとし、必要に応じて本部事務局に職員の応援等の調整を要請するものとする。

7 災害対策本部の解散

災害が発生するおそれなくなったと認められたとき又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

8 関係機関への通報

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、次に掲げる者に報告等を行う。

- ア 県知事（くらし安全防災局防災部危機管理防災課）
- イ 藤沢警察署長（警備課）
- ウ 藤沢北警察署長（警備課）
- エ 隣接市・町長（横浜市、鎌倉市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市及び寒川町）
- オ 防災関係機関の長
- カ 報道機関

第5節 災害対策本部各指揮本部等の所掌事務

各活動組織は、所掌事務に基づき、関係機関等と調整し作成するマニュアル等を元に災害応急活動を実施する。

災害対策本部各指揮本部等の所掌事務は、原則として本来の行政組織を主体に定める。

表 2-2 災害対策本部各指揮本部等の所掌事務

（1）本部事務局の所掌事務

本部事務局	所 掌 事 務
本部事務局 (防災安全部)	1 対策本部の運営に関すること。 2 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 3 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害情報の受伝達に関すること。 5 被害状況及び損害額の県への報告に関すること。 6 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用申請に関すること。 7 災害対策本部応援職員の招集に関すること。 8 防災行政無線の管理に関すること。 9 緊急通行車両(災害発生時)・緊急輸送車両(警戒宣言発令時)確認証明申請に関すること。 10 警察、自衛隊その他の救援隊の派遣要請及び受入れに関すること。 11 罹災証明書の発行に関すること。 12 災害に関する議会報告に関すること。 13 災害状況の集計に関すること。 14 各指揮本部等との総合調整に関すること。 15 避難情報(高齢者等避難及び避難指示等)に関すること。 16 風水害時の車の避難の調整に関すること。 17 交通規制等の応急交通対策に関すること。 18 震災復興本部の設置に関すること。 19 災害記録誌の作成に関すること。

(2) 各指揮本部等に共通する事項（本部事務局を除く。）

共通事項	所 掌 事 務
	1 指揮本部の災害応急対策計画の策定に関すること。 2 指揮本部の設置及び運営に関すること。 3 指揮本部内の配備及び動員に関すること。 4 災害情報の伝達、収集及び報告に関すること。 5 本部事務局との連絡調整に関すること。 6 施設の保全に関すること。 7 他の指揮本部の応援に関すること。 8 津波応急対策に関すること。 9 人命救助活動に関すること。 10 帰宅困難者支援に関すること。

(3) 各指揮本部等の所掌事務

指揮本部等	所 掌 事 務
総務部 指揮本部	1 公用令書の発行に関すること。 2 災害対策基本法の規定に基づき派遣された職員の身分の取扱いに関すること。 3 災害対応職員の安全衛生管理に関すること。 4 災害対応時の職員の食料・飲料水の確保及び配分に関すること。 5 各指揮本部の所掌事務に属さないものに関すること。 6 本部事務局の補助に関すること。
企画政策部 指揮本部	1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。 2 被害状況の県への報告に関すること。 3 要配慮者のうち外国につながる人への支援及び関係団体との連絡調整に関すること。 4 震災復興計画の調整に関すること。 5 空地情報の管理と活用に関すること。 6 災害現場の写真記録に関すること。 7 災害広報・情報周知に関すること。 8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。 9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。
財務部 指揮本部	1 義援金、救援物資等の受入れ及び配分の総合調整に関すること。 2 食料、生活物資等の受入れ及び配分の総合調整に関すること。 3 食料、生活物資等の搬送に関すること。 4 非常炊き出しに関すること。 5 災害時の予算編成に関すること。 6 災害関係経費の支払いに関すること。 7 災害救助法に基づく求償請求に関すること。 8 建物に関する被害及び損害額の調査及び集約に関すること。 9 災害に伴う税の減免に関すること。 10 燃料及び資機材等の調達に関すること。 11 車両の調達及び管理に関すること。 12 災害対応業者の調整に関すること。
市民自治部 指揮本部	1 臨時市民相談室の開設及び被災市民の相談に関すること。 2 応急給水対策(調達及び搬送)に関すること。 3 食料、生活物資等の配分の支援に関すること。 4 要配慮者のうち外国につながる人であるものの相談に関すること。 5 地区防災拠点本部との連絡調整に関すること。 6 安否情報の収集管理及び照会の対応に関すること。 7 消費者保護に関すること。

指揮本部等	所 掌 事 務
生涯学習部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。 2 緊急物資輸送拠点の開設及び食料、生活物資等の配分に関する事。 3 救援物資の要請に関する事。 4 救援物資の受入れに関する事。 5 文化財の保護に関する事。 6 遺体安置所開設の補助に関する事
福祉部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者のうち高齢者、身体障がい者、知的障がい者等の救援に関する事。 2 日本赤十字社その他の諸団体との連絡調整に関する事。 3 災害見舞金及び災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 4 災害救援ボランティアに関する事。 5 被災者生活再建支援制度事務に関する事。 6 遺体安置所開設等の遺体の処置及び埋火葬に関する事。
健康医療部(保健所)指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動の総合調整に関する事。 2 医師会及び医療関係機関との連絡調整に関する事。 3 被災地の防疫その他の保健衛生活動に関する事。 4 食品衛生対策に関する事。 5 動物対策に関する事。 6 避難所の保健衛生対策に関する事。 7 被災者への精神保健対策に関する事。 8 要配慮者のうち難病者、人工透析患者、妊婦・乳幼児等の救援に関する事。 9 感染症等の防疫に関する事。 10 歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。 11 医薬品、衛生材料等の調達、搬送等に関する事。
子ども青少年部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者のうち未就学児童等の救援及び保護に関する事。 2 所管施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。
環境部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地の清掃及び消毒に関する事。 2 災害地のし尿その他災害による廃棄物の処理に関する事。 3 災害時における公害防止に関する事。 4 がれき等の災害廃棄物の処理、処分に関する事。 5 災害時における生活ごみ対応に関する事。 6 放射性物質の測定及び測定結果の取りまとめに関する事。
経済部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業、農林水産業、観光施設等の被害及び損害額の調査に関する事。 2 食料、生活物資等の調達に関する事。 3 家畜伝染病及び農産物病害等の防疫に関する事。 4 災害を受けた商工観光業者、農林業者及び水産業者に対する応急融資等に関する事。 5 被災者の雇用の支援に関する事。 6 災害をうけた中小企業等への支援に関する事。
計画建築部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の災害情報の収集及び報告に関する事。 2 建設業協会に対する応援の要請に関する事。 3 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関する事。 4 公共施設の損害額の調査及び報告に関する事。 5 公共施設の応急修理及び保全に関する事。 6 応急危険度判定(土)及び被災宅地危険度判定(土)に関する事。 7 一般住宅の応急修理・障害物の除去に関する事。 8 応急仮設住宅に関する事。 9 被災者の住宅入居相談に関する事。 10 被災市街地における建築制限及び仮設建築物に関する制限の緩和に関する事。

指揮本部等	所 掌 事 務
都市整備部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。 2 土地区画整理事業施行地区内の災害現場の応急対策及び被害の調査に関すること。 3 応急活動、復旧活動用の空地確保の補助に関すること。 4 応急活動、復旧活動用の空地配分の調整の補助に関すること。 5 公園施設、緑地等の応急対策に関すること。 6 奥田公園駐車場の遺体安置所用地としての整備に関すること。
道路河川部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋等の災害対策に関すること。 2 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 緊急救助資機材等の搬送に関すること。 5 道路、河川、橋等の災害現場の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。 6 湘南台駅地下自動車駐車場の遺体安置所用地としての整備に関すること。
下水道部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の災害対策に関すること。 2 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。 3 浄化センター、ポンプ場、管路の災害現場の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。 4 下水道の災害現場の写真撮影、記録等に関すること。 5 浄化センター、ポンプ場、管路のパトロールに関すること。
市民病院 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害拠点病院としての傷病者等の受入れ及び搬送に関すること。 2 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣及び受入れに関すること。 3 災害時における入院及び外来患者等への医療の提供及び安全の確保に関すること。 4 病院施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。 5 看護専門学校の災害対策に関すること。
消防局 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び災害情報の受信及び伝達に関すること。 2 避難の指示及び誘導に関すること。 3 被害状況の把握及び報告に関すること。 4 現場広報に関すること。 5 防災行政無線の運用に関すること。 6 消防及び水防活動に関すること。 7 救急及び救助活動に関すること。 8 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。 9 消防団に関すること。
教育部 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関すること。 2 学校プール及びろ水機の管理並びに災害時の飲料水及び生活水の活用に関すること。 3 指定避難所に従事する職員の招集の補助及び配備状況の把握に関すること。 4 指定避難所の応援に関すること。 5 文教関係義援金及び救援物資の受理及び配分に関すること。 6 災害による応急教育活動並びに災害を受けた児童及び生徒に係る学用品給与対策に関すること。 7 教職員の動員に関すること。 8 非常炊き出しの応援に関すること。 9 要配慮者のうち児童生徒等の救援・保護に関すること。
行政委員会 指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会関係の連絡調整に関すること。 2 議会関係の視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。 3 ボランティアの受入れ、活動支援等の補助に関すること。

指揮本部等	所 掌 事 務
地区防災拠点本部	1 地区防災拠点本部応援職員及び地区防災拠点本部応援職員(臨時)の招集に関する事。 2 自主防災組織、自治会、町内会等の連携調整に関する事。 3 指定避難所、指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ・大規模火災)の管理及び運営に関する事。 4 安否情報の収集管理及び照会の対応に関する事。 5 防災行政無線等の通信施設の確保に関する事。 6 飲料水、救援物資等の供給に関する事。 7 救助及び救護活動に関する事。 8 臨時市民相談室の開設に関する事。 9 要配慮者の保護及び支援に関する事。 10 ボランティア活動の支援に関する事。 11 災害広報に関する事。 12 地区内各団体に対する応援の要請に関する事。 13 罹災証明書の発行補助に関する事。 14 風水害時の車の避難場所に関する事

第6節 災害対策における従事職員の指名

1 従事職員の指名

本部長は、各従事職員の指名基準に基づき、災害対策における従事職員を指名する。

2 本部事務局職員の指名

次の職員は、本部事務局長に指名されることにより、本部事務局に属し災害対応業務に従事する。

(1) 災害対策本部応援職員

災害対策本部の初動体制を早期に確立するため指名した職員をいう。

ア 指名基準

本庁舎付近に居住する職員とする。

イ 任務

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部室に参集し、本部総務班、情報収集班及び情報配信班を編成して、災害対策本部職員が参集するまでの間、情報の収集、災害対策本部の設置及び運営等の初動にあたり、災害対策本部職員参集後は、災害対策本部運営の補助にあたる。また、災害対応が長期化したときは災害対策本部運営職員の交代要員として配置し、風水害時等においては、機動班及び災害情報受信班職員の交代要員として配置する。

(2) 災害対策本部運営職員

災害対策本部の運営及び現場等での対応に従事するため指名した職員をいう。

ア 指名基準

各指揮本部動員計画による。

イ 任務

あらかじめ指名された本部事務局の班において、次に掲げる該当する班に応じた業務に従事することを基本とするが、災害の状況に応じて臨機の対応を行うものとする。

- (7) 本部運営班 災害対策本部の運営、避難に関すること及び被害状況・災害対応活動の集約等
- (イ) 情報集約班 各指揮本部・地区防災拠点本部、関係機関及び防災システム等からの情報収集等
- (ウ) 情報配信班 防災行政無線その他の情報伝達手段・配信ツールによる災害情報の発信等
- (エ) 連絡調整班 各指揮本部・地区防災拠点本部その他の庁内各課等への連絡調整及び情報配信等
- (オ) 災害情報受信班 電話による市民その他の庁外からの情報収集等
- (カ) 災害情報記録班 災害情報管理システムへの情報入力等
- (キ) 災害情報広報班 報道機関への対応及びホームページによる災害情報の広報等
- (ク) 地番図検索班 災害対応が必要となった土地等に関する情報収集等
- (ケ) 機動班 主に風水害時における排水ポンプの設置及び操作や降雪時における作業など、必要に応じた現場等での対応等

3 地区防災拠点本部応援職員等の指名

次の職員は、本部長に指名されることにより、各地区防災拠点本部に属し災害対応業務に従事する。

(1) 地区防災拠点本部応援職員

各種避難所の初動体制の早期確立及び避難者の早期受入体制を確立するため指名した職員をいう。原則、避難所ごとに職員の指名を行うが、避難所の混雑状況等に応じて、各地区防災拠点本部の中で、臨機応変な職員の配置を行う。従事先となる避難所の種類及び任務については、次の(ア)から(エ)のとおり。

ア 指名基準

各種避難所付近に居住する職員とする。

イ 避難所の種類及び任務

(ア) 地区防災拠点本部（市民センター・公民館）

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地区防災拠点本部（市民センター・公民館）に参集し拠点任務の補助にあたる。

(イ) 指定避難所

災害が発生した場合、指定された指定避難所に参集し、指定避難所の開設と運営にあたり、早期に避難者の受入体制を確立する。また、指定避難所が避難者を中心とし

た避難所運営委員会により自立して運営されるよう支援する。

(ウ) 指定緊急避難場所（大規模火災）

火災延焼が拡大し、住民に避難の必要があるとき、地区防災拠点本部長の指示により、あらかじめ指定された指定緊急避難場所（大規模火災）に参集し、避難者の安全確保を図る。

(エ) 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）

風水害が発生したときは、指定された指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）に参集し、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の情報や周辺の災害情報を収集し、地区防災拠点本部へ連絡する。

(2) 地区防災拠点本部応援職員（臨時）

平日の日中（原則、8:30～20:00）の間に、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設が必要となった場合に、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設及び運営を支援するため、指名した職員をいう。

ア 指名基準

本部事務局職員、地区防災拠点本部応援職員に指名されていない職員。市内・市外在住は問わない。

イ 任務

風水害が発生したときは、指定された指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）に参集し、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設と運営にあたり、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の情報や周辺の災害情報を収集し、地区防災拠点本部へ連絡する。ただし、災害対応に従事する時間は、原則として平日 8:30～20:00 の間とする。

4 指名された従事職員の事前配備

災害対策における従事職員として指名された職員は、平常時から各自災害情報の収集に努め、勤務時間外であっても、第7節1の配備基準「表2-3」において配備区分が「2号配備」及び「3号配備」に該当する「配備時期」の欄に掲げる災害情報を覚知したときは、配備指令の連絡を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。ただし、地震災害時の参集に当たっては、乗用車を使用してはならない。

なお、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は、津波災害警戒区域にある施設に参集してはならない。

第7節 職員の配備・動員

各指揮本部は、各配備基準に基づく動員計画を定めなくてはならない。

各職員は、災害ごとにあらかじめ定められた配備体制に従い、直ちに警戒活動又は応急活動を実施する。また、「災害対策における従事職員の指名基準」において、指名を受けている職員については、各々の活動拠点において、警戒活動又は応急活動を実施する。

また、各指揮本部は、各指揮本部の2号配備以上から動員対象となる職員を各指揮本部応援職員に位置づけ、災害状況に応じた応援等の対応に充てることができる体制を整えなくてはならない。

本部事務局は、迅速かつ適切な配備・動員に備えるため、緊急時連絡体制を構築するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の視点も念頭に置き、最新技術を活用した参集システムや安否確認システムの整備を図る。

1 配備体制

本部長は、災害応急措置を講ずるため、表2-3の配備体制に従い、職員の配備を指令する。

ただし、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、基準と異なる配備を指令することができる。

各指揮本部長は、災害の種類、規模、発生の時期等によって、特に必要と認めるときは、本部長の了承を得て、独自の配備を指令することができる。

表 2-3 配備体制

配備時期		配備体制	主な配備区分
地震津波対策	風水害・都市災害等対策		
	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想されるも、警戒配備に至らないと判断したとき	情報収集及び警戒配備以上の体制に移行するための連絡に必要な最小限の人員を配備する体制	連絡配備
1. 本市に震度4の揺れが発表されたとき 2. 相模湾・三浦半島(気象庁が定める津波予報区のうち本市沿岸を含む予報区のことをいう。以下同じ。)に津波注意報が発表されたとき	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想されるも、事態の発生までに時間的余裕があるとき	情報収集、連絡及び危険箇所のパトロール等、災害に対する警戒体制をとるとともに、状況によっては、1号配備に移行できる体制	警戒配備
市域に地震による小規模な被害が発生したとき	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき	小規模災害が発生した場合には、対処する人員を配備する体制	1号配備

<ol style="list-style-type: none"> 1. 本市に震度5弱の揺れが発表されたとき 2. 市域に地震による被害が発生したとき 3. 相模湾・三浦半島に津波警報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 	<p>局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p>	<p>災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できる体制(動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に津波警報が発表されている場合は、津波災害警戒区域にある施設に参集してはならない。)</p>	<p>2号配備</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 本市に震度5強以上の揺れが発表されたとき 2. 市域に地震による大規模な被害が発生したとき 3. 相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別警報が発表されるなど、重大な危険が差し迫ったとき 2. 市の全域に災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は局地的であっても、被害が特に甚大と予想されるとき 	<p>動員可能な全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。(動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されている場合は、津波災害警戒区域にある施設に参集してはならない。)</p>	<p>3号配備</p>

2 勤務時間内における配備

速やかに災害対応に着手するため、全職員は自身の安全を確保する。

各指揮本部は、業務継続計画に基づき通常業務を停止し、あらかじめ定めた職員を配備につけ、警戒活動又は応急活動を命令する。

配備についての職員は、直ちに警戒活動又は応急活動を実施する。

3 勤務時間外における配備

各指揮本部長は、指令された配備指令により、あらかじめ定めた職員を動員するとともに、職員の参集状況に応じて順次応急活動班を編成する。この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備し、応急活動を命じることができる。

動員命令を受けた職員は、直ちにあらかじめ定められた部署に参集する。

4 事前命令

全職員は、配備基準に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた部署において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

(1) 動員の対象者

本市全職員を動員対象者とする。

ただし、次に掲げる職員については、対象から外す。

- ア 参集時点において傷病者で応急活動に従事することが困難であると本部長が認める職員
- イ その他本部長が認める職員

(2) 動員時の留意事項

ア 参集者の服装、携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、帽子又はヘルメット、手袋、タオル、水筒、食料、筆記具、懐中電灯、ラジオ（FM 付き）、応急医薬品等を携行する。

イ 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において、火災或いは人身事故等に遭遇したときは、付近住民に協力し、消火又は救助活動等を第一とするとともに、最寄りの地区防災拠点本部又は消防署等へ通報する。

なお、緊急措置等が終わり次第、指定の場所に参集する。

ウ 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を所属長又は参集場所の指揮者に報告する。

(3) 配備状況等の報告

各指揮本部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況及び災害情報等について把握し、本部事務局を通じ災害対策本部長に適宜報告する。

第8節 災害対策本部の代替機能の整備等

市は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、藤沢市役所分庁舎の通信機器の整備、バックアップ機能の確保、交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能の充実を図る。

第9節 業務継続体制の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な人員や資機材、職員用食料・飲料水の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努める。

市は県と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

市は、業務継続計画を踏まえた防災訓練を定期的にも実施するとともに、業務継続体制を点検し、必要に応じて業務継続計画を見直す。

また、市の災害時優先業務を実施・継続させることを目的として、その業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働を確保するために策定している ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を訓練や点検を通じて、継続的な改善を図る。

第2章 情報の収集・伝達体制の整備

混乱が生じる災害時の初動期では、住民避難、人命救助活動、応援要請に係る情報を迅速かつ的確に入手することが重要となる。また、入手した情報は、各指揮本部や市民への注意喚起・避難対応など災害の状況に応じて、活用可能なあらゆる通信手段を用いて連絡・伝達する必要があるため、情報収集と情報提供・広報、伝達体制の整備を図る。

第1節 災害時の情報収集体制の整備・強化

1 情報収集手段の確保・強化

(1) 情報収集システムの確保・強化

市は、災害に関する情報を国・県、各種防災関係機関及び防災システム、メディア、インターネット等から収集する。

災害専用の情報収集手段として、衛星電話を市役所本庁舎に、MCA 無線を防災センターのほか、地区防災拠点本部、指定避難所、防災関係機関等に設置・整備する。

また、NTT 鉄塔、江の島展望灯台、日本大学の高所カメラにより、可能な範囲の監視体制を整備する。

(2) 情報収集体制の確保

市は、災害対策本部応援職員及び本部事務局職員をあらかじめ指名し、災害発生初動期における情報収集体制の確立を図る。

なお、災害発生時は交通の遮断や電話の不通などにより、情報の収集が困難であり、応急活動体制に大きな影響を与えることが考えられるため、災害発生後、参集する各職員は、参集途上において災害状況の把握に努め、参集後は各指揮本部に報告し、本部事務局へ集約する。

地域的な災害情報の収集を実施するため、自主防災組織と地区防災拠点本部が協力して、情報の収集に努める。

2 初動の情報収集

市は、災害発生直後の初動期において状況判断を行うために、初動の情報収集を次のとおり行う。

ア 人命救助に必要な情報

(ア) 生き埋め情報

(イ) 傷病者発生情報

(ウ) 火災情報

- (エ) 道路情報
- (オ) 医療機関情報
- イ 火災に関する情報・延焼防止に必要な情報
 - (ア) 火災発生情報
 - (イ) 延焼情報
 - (ウ) 道路情報
 - (エ) 水利情報（消火栓、防火水槽等）
- ウ 崖崩れ、ガス流出、危険物流出、毒劇物流出等の二次災害に関する情報
- エ 派遣や応援要請に必要な情報
 - (ア) 被害全体状況……被害の全体状況が把握できる概数情報
（死者・けが人・建物被害・道路被害・火災・ライフライン被害・住民避難状況・公共交通機関の運行状況等）
 - (イ) 必要な応援内容、規模
- オ 被災者の避難に関する情報

第2節 情報提供ツールの整備・強化

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。

災害時の情報提供は、時間の経過とともに変化する市民ニーズが、被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる情報提供ツールを効果的に用いて行うものとする。

また、正確迅速な災害情報を提供するために平常時から情報提供ツールを利用することは大きなメリットとなることから、防災情報をプッシュ通知するスマートフォンアプリに加え、防災行政無線の自動音声合成による迅速かつ的確な情報配信体制の整備を進めるとともに、情報配信一元化に取り組み、多様化する情報提供ツールの速やかな情報配信に努める。さらに、災害時に通信回線がアクセス集中や停電、物理的損壊等により機能しない場合に備え、新たな衛星通信ネットワークの整備等、情報通信環境の多重化を図っていく。また、既存のハザードマップを最新の情報に更新し、災害種別に応じたハザードマップを充実させ、市民等への適切な情報提供を図っていく。

このほか、市では、災害時における通信アクセス集中時の市民の通信手段の確保として、Wi-Fi（公衆無線LAN）を整備している。

1 情報提供ツールの整備

(1) ふじさわ防災ナビ

市は、次の防災・災害情報提供ツールを「ふじさわ防災ナビ」と位置づけ、平常時の防災情報から発災時の災害情報まで、市民に分かりやすい防災・災害情報を提供できるよう努める。

- ア 小冊子による防災情報の提供
- イ メールマガジンふじさわによる情報提供
- ウ ウェブサイトによる情報提供
- エ 電子地図による各災害ハザードマップの提供
- オ SNS等による情報提供

(2) 各種災害ハザードマップ等による情報提供

- ア 土砂災害・洪水ハザードマップ
- イ 高潮ハザードマップ
- ウ 内水氾濫ハザードマップ
- エ 津波ハザードマップ
- オ 揺れやすさマップ・液状化危険度マップ
- カ 地域危険度マップ

(3) 災害時における広報・情報提供ツールの整備

市は、次の災害広報・情報提供ツールについて整備を行う。

- ア 防災行政無線
- イ 緊急速報メール
- ウ メールマガジン
- エ ウェブサイト
- オ コミュニティ FM
- カ 防災ラジオ
- キ スマートフォンアプリ
- ク ケーブルテレビ
- ケ SNS等
- コ Lアラート（災害情報共有システム）
- サ 消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等
- シ オートバイ・自転車による伝達
- ス 災害時用広報紙

第3節 情報の共有

災害対策本部、地区防災拠点本部及び防災関係機関が情報を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有できる災害情報ネットワークの構築に努める。

1 藤沢市各指揮本部・防災関係機関等との情報共有

(1) 藤沢市各指揮本部との情報共有

災害対策本部会議において、各指揮本部で把握した情報は簡潔にまとめ報告を行うことで、各指揮本部での共有を図る。本部事務局は、その報告内容が共有できるよう報告書を作成し、文書での共有を図る。

本部会議に指揮本部長や指揮本部連絡員が参加できない場合はWEB会議システムを活用するほか、WEB会議システムが使用できない場合はMCA無線等を活用し、情報を収集・集約した上で災害対策本部会議を開催し、その情報共有を図る。

災害対策本部会議で共有が図られた情報は、各指揮本部連絡員等により、速やかな情報伝達に努める。

(2) 自衛隊等防災関係機関（協定市等を含む）との情報共有

次の内容について、衛星電話、MCA無線等により情報を共有する。

ア 被害全体状況……被害の全体状況が把握できる概数情報

（死者・けが人・建物被害・道路被害・火災・ライフライン被害・住民避難状況等）

イ 必要な応援内容、規模

(3) 神奈川県との情報共有

市は、各指揮本部からの情報及び被害状況等を取りまとめて、災害情報管理システム等にて県へ報告する。なお、災害の状況に応じて県から派遣される連絡員（県職員の市町村連絡員）も情報収集に努め、市からの報告を補完する。その他の防災関係機関においても、各種の被害情報等を防災行政通信網等により県へ報告する。特に、安否不明者等の情報については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、神奈川県地域防災計画に則り、氏名等の情報提供による救助活動の効率化・円滑化を図る。また、県警察等関係機関として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。

市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡する。

(4) 交通機関との情報共有

藤沢市は災害時に交通の運航状況等を迅速に収集するとともに各交通機関との連携を図り、運行状況及び対応を市民及び交通利用者に情報提供を行う。

2 報道機関との情報共有

(1) 報道機関への要請

報道機関を活用した広報の実施にあたり、市長は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、報道機関に対し放送の要請を行う。ただし、報道機関との通信途絶等の事情がある場合は、県知事に対して要請するものとする。

(2) 災害時の連携

災害時の広報活動においては、ラジオ・コミュニティ FM・テレビ・ケーブルテレビ・報道機関等との連携を図り、迅速で確実な市民広報を行う。

災害に関する情報は、速やかに災害対策本部でとりまとめを行い、適宜報道機関等へ発表するものとする。また、報道機関から災害報道のため、資料提供、放送出演の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

報道機関との情報共有に当たっては、Lアラートの活用を進める。

(3) 災害時プレスセンターの設置

災害発生直後、企画政策部指揮本部は市役所に「災害時プレスセンター」を設置し、報道機関への情報提供を統括的に行う。

報道機関からの災害対策本部員等への取材や災害対策本部に関する情報提供は、原則として災害時プレスセンターが担当する。

災害時プレスセンターには情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まってくる情報を掲示し、報道機関に迅速に情報提供を行う。

また、報道機関に提供した資料は、時系列的にファイルし、報道機関を含め誰でも常時閲覧できるようにするものとする。

3 市民同士の情報共有への支援

災害時には、現場での災害の状況や避難・救援状況などの情報が速やかに市民に伝わるのが大切である。

そのため、SNS（X「旧ツイッター」、フェイスブック）など個人が発する情報を共有できる環境づくりが重要である。地区ポータルなど新たな仕組みの活用を進める。

第3章 救助・救急、消火活動体制の充実

第1節 救助・救急、消火活動体制の整備

1 救助・救急体制の強化

市は、災害時等における広域的な火災防ぎょ活動及び救助活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画を定めている。

大規模・特殊災害に対応するため、大型ブローカー車や特殊災害対応車等の特殊車両の整備及び高度な技術・資機材を有する高度な救助部隊の整備の推進に努める。

多数の傷病者が発生する事故に対応するため、トリアージの実施、救命処置及び応急救護を迅速に行えるように、資機材等の整備を図る。

救助活動が円滑に行われるよう、津波や洪水により孤立化する可能性のある地域の状況を事前に把握しておく。

また、多数傷病者対策として、災害拠点病院や災害協力病院との連携、神奈川 DMAT の受入れ、活動調整等ができる体制の整備を進める。

2 消火活動体制の強化

消防局は、災害等により同時多発火災が発生した場合への事前対策計画を消防計画に位置づける。消火活動が有効かつ円滑に行われるよう、道路の寸断、消火栓の使用不能を想定し、消防水利の整備及び長距離送水体制の確立を図る。

3 消防団の機能強化

市は、消防団の充実強化に努め、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う若年世代の地域防災に関する理解促進を図る。

4 行政指導の強化

事業所に対する火災予防査察を通じて、施設の不備を早期に発見し、災害発生時における出火危険要因及び延焼拡大要因を排除するため、次の事項を主眼とした指導を徹底する。

ア 防火管理体制の確立

防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模事業所についても職場を組織的、機能的に活用して、災害に対する事前対策と発生時の応急対策が効果的に実施できるよう行政指導を強化して、事業所における防火管理体制の確立を図る。

イ 消防用設備等の点検・整備の指導

機能を確保するため、消防用設備等の点検・整備を実施するよう指導する。

ウ 火気使用設備等の安全管理、点検・整備の指導

火気使用設備等の安全管理を徹底し、点検・整備を実施するよう指導する。

エ 自衛消防力の強化

消防法等の規定に基づく自衛消防力の整備を指導する。

オ 防災教育の指導

事業所ごとに計画を立て、従業員に対し積極的に防災教育を実施するよう指導する。

カ 地震対策計画の策定指導

事業所における地震災害に対処するため消防計画を策定する事業所に対し、藤沢市地域防災計画を基準として、事業所ごとに地震災害予防対策・地震災害応急対策等、具体的な地震対策計画を策定するよう指導する。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条及び第8条の規定により、南海トラフ地震に伴い発生する津波により水深30cm以上の浸水が想定される区域において、特定の施設又は事業を管理し、又は運営する者は、南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程を作成する必要があることから、これらの者に対して必要な指導を行う。

キ 訓練等の助言、指導

防災教育、地震対策計画の適否が訓練等の機会を通じて検証され、実態に即した体制が確立されるよう助言指導する。

第2節 広域応援体制の強化

大規模な災害が発生した場合は、本市の通常な防災体制のみでは、対応できないことが予想されるため、神奈川県、警察、自衛隊、海上保安庁との協力、連携等の強化を進めるとともに、消防広域応援や緊急消防援助隊、相互支援を目的として、他市町村及び防災関係機関等との広域支援体制を維持する必要がある。

第4章 医療救護計画

第1節 医療救護活動体制の確立

災害時に医療救護を必要とする負傷者（想定）に対して、緊急性に即応した具体的な対応を実現するには、情報の収集、分析、医療救護活動を実践するための体制の整備等が大変重要となる。そのため、医療救護対策本部の円滑な運営に向け、同本部と災害対策本部事務局が平時から情報交換や訓練等に努めるとともに、市と医師会、薬剤師会及び歯科医師会との連携を強化することが必要であり、医療救護活動を統括する本部機能の位置づけ及び実行可能な医療救護体制を確立する。

1 医療救護対策本部の設置

市は医師会、薬剤師会及び歯科医師会と連携し、一体化による情報収集、処理及び判断機能の強化及び応急救護所、地域の医療機関、地域救護病院等への支援、調整を行うため、医療救護対策本部を設置し、医療救護活動の総合調整機能の確立を図る。

また、災害発生後の様々な医療ニーズに対応するため、地域災害医療対策会議を設置し、神奈川県との調整等を行う。

医療救護対策本部の設置場所及び本部機能（業務内容）は、次のとおりである。

〈設置場所〉

- ア 本 部：保健所内
- イ 南部地区調整：医師会館・南休日夜間急病診療所
- ウ 北部地区調整：保健医療センター・北休日夜間急病診療所

〈本部機能〉

- ア 医療活動の調整業務
 - (ア) 災害対策本部との連絡調整
 - (イ) 医療救護活動の調整
 - (ウ) 被災状況の把握
 - (エ) 医療情報の収集・提供
 - (オ) 診療施設の被害・診療可能状況等の収集
 - (カ) 診療可能施設の調整
 - (キ) 医療関係ボランティアの調整
- イ 医療活動への支援
 - (ア) 救護所の体制確保と応援支援及び指示
 - (イ) 後方医療機関との連携（空床数の把握・患者の受入れ要請）
 - (ウ) 各地区からの負傷者、重症者の状況把握
 - (エ) 医薬品、医療資機材等調整

(オ) 医療ボランティアの受入れ、配置

2 医療救護体制

災害発生時においては、地域救護病院を活用するとともに、応急救護所を設置して医療救護活動にあたる。医療救護体制は、次のとおりとする。

(1) 地域の診療施設

地域の診療施設は、災害発生後、来院者への対応等を実施する。その後、地域の救護病院及び応急救護所への支援を行う。

(2) 地域救護病院

地域救護病院は、災害発生直後から負傷者の受入体制を確立し、地域の医療関係者の支援を受けながら、医療救護活動を実施する。

ア 緊急性の高い重症者・中等症者を対象とし優先して対処する。

イ 救急指定病院ほか、施設利用が可能となる医療機関を特定する。

ウ 地域の医療関係者は各担当地域の地域救護病院に集結し、医療活動の支援を行う。

(3) 応急救護所

医師会館及び保健医療センターに応急救護所を開設し、医療救護活動を実施する。

(4) 臨時応急救護所

地域における臨時応急救護所の開設については、支援体制の確保及びその他必要性等に応じて開設する。

(5) 災害協力病院

災害協力病院は災害発生時に災害拠点病院と連携して、傷病者等の受け入れを行う。

(6) 災害拠点病院

市民病院は災害拠点病院として、湘南東部二次保健医療圏を担当し、地域救護病院で対応できない患者の処置にあたる。

3 災害派遣医療チームの要請及び受入れ

災害派遣医療チーム（DMAT）については、原則として市災害対策本部から県保健医療調整本部に要請を行う。

DMATの受入体制については、神奈川県保健医療救護計画・神奈川県DMAT運営要綱・神奈川県DMAT運用計画に基づいて行う。

第2節 関係機関の役割

医療救護活動に関する各関係機関の役割は、次のとおりとする。

1 藤沢市

市は、医療救護活動に関し、次のことを担当する。

- ア 医師会、薬剤師会及び歯科医師会の協力を得て、医療救護活動を実施する。
- イ 医療機関の被害状況、診療状況等を情報収集し、提供する。
- ウ 医薬品等を備蓄し供給する。
- エ 負傷者等の搬送を行う。
- オ 県現地災害対策本部と連携し、市救護班やボランティア等の配置、医薬品等支援物資の配布などの調整を行う。
- カ 難病者、人工透析患者、精神障がい者など要配慮者への対応を行うとともに、保健衛生相談・指導及び感染症（結核）対策など防疫対策を実施する。
- キ 消防局は多数の傷病者が発生した事故に対しては、別に定める消防計画に基づきトリアージを行う。

2 災害拠点病院（市民病院）

湘南東部二次保健医療圏

<被災地内>

- ア 速やかに自らの被害状況を調査し、医療機関として活動できるか否かを災害対策本部に報告する。
- イ 医療機関として活動できるときは、速やかにその体制を整える。

<被災地外>

- ア 県からの要請（状況によって要請を待たず自ら）によって、医薬品等とともに、DMAT（災害医療に必要となる医薬品等を携行）を派遣する。
また、状況に応じて医療救護班を編成し、消防機関等と連携して派遣する。
- イ 後方医療機関として、被災地から搬送されてくる重症者、中等症者の受入れ準備を行い、搬送されてきた場合には対応する。

3 医師会

<病院開業者>

- ア 当該病院内で、けが人等の治療にあたる。
- イ 重症者、中等症者の治療にあたる。
- ウ 近隣の医療関係者の支援を受け入れる。

＜医院等開業者＞

- ア 発災後おおむね4時間は、それぞれの医院でけが人等の対応措置にあたる。
- イ 発災からおおむね4時間後には、それぞれ指定された災害時の医療活動を行う病院、応急救護所に集結し、医療救護活動を行う。

4 薬剤師会

- ア 市内の薬局における医薬品等の確保と活用にあたる。
- イ 薬剤師会会員は、指定された応急救護所に集結し、県等から搬送された医薬品等の分類及び医療施設への配分を行う。
- ウ 応急救護所、地域救護病院付近の薬局等で医薬品等の提供を行う。
- エ 災害薬事コーディネーターや医療関係者との連携を図る。

5 歯科医師会

歯科医師会は、市の要請に応じて歯科医療班を組織し、拠点診療所等で応急治療を行う。また、警察等が行う身元不明遺体検視・調査等に協力する。

第3節 医療情報の収集・提供

災害発生時における市内全域の被災状況、医療機関の被害状況、各医療機関の活動状況等の情報の収集、分析及び提供等を行うとともに、情報通信の確保を図る。

1 広域救急医療情報の収集

災害時における広域的な支援を得るため、広域災害・救急医療情報システムを活用し、情報の収集にあたる。

2 医療情報の提供

ア 地域救護病院・災害協力病院への提供

13地区（医師会10地区）に地域の診療施設の情報提供を行い、地区防災拠点本部との連携を図る。また、適切な医療活動を行うために、重症者を優先し、地域救護病院・災害協力病院への情報提供を行う。

イ 市民への情報提供

診療可能な医療機関の再開情報等市民が必要とする情報の提供は、県の協力を得ながら、コミュニティFM、広報紙、ホームページ、報道機関等を活用して進める。

3 患者搬送先情報の把握と提供

ア 患者搬送先情報把握体制の確立

医療機能情報や救急隊搬送情報とともに、どの医療機関に誰が搬送されたかを速やかに

かつ正確に把握する。

イ 市民への情報提供

患者搬送先情報は神奈川県総合医療会館内の医療救護本部に一元化し、報道機関等の協力を得て市民に提供する。

第4節 医薬品等の確保

医療機器、医薬品等については、事前の備蓄と災害発生時における各医療機関の要請に対応した調達及び提供を行う。

- ア 備蓄医薬品等（市民病院に3日分、薬事センターに3日分）を確保する。
- イ 市内の薬局における医薬品等の在庫状況を確認し、その活用を図る。
- ウ 県及び災害時相互応援協定締結市に対し、要請する。
- エ 報道機関、インターネット等により積極的に要請し、確保に努める。
- オ 医薬品等の集積場所を応急救護所（医師会館、保健医療センター）とする。

第5節 ライフラインの確保

病院は、次のライフライン確保に努めるものとする。

- ア 自家発電設備の設置
- イ 生活水の確保
- ウ 耐震受水槽の設置

市は、医師会と調整して、医療機関に速やかに水の供給を行うものとする。

関係機関は、医療機関を優先してライフラインの復旧にあたるものとする。

災害拠点病院である藤沢市民病院では、災害時にも病院機能を継続して維持できるよう耐震性に優れた中圧都市ガス導管を燃料とした高効率自律分散型電源の導入などを行い、停電等に備えた電力等の確保に努めている。

第6節 広域医療搬送計画

市は、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車やヘリコプター、船舶等を利用した移送手段について、県及び防災関係機関と調整を行う。

また、DMATの要請及び受入れについて、県及び関係機関との調整を行う。

1 一次搬送体制（一次救急域内の搬送）

傷病者発生現場において救急隊等により、トリアージを実施し、神奈川県広域災害・救急医療情報センターと調整を図り、救急車、自家用車、担架等で重症者から市内の地域救護病院等

に搬送する。

軽症者については、徒歩・自家用車等で最寄りの応急救護所又は地域救護病院等で手当てを受けるものとする。

2 二次搬送体制（市内の医療施設から市外・県外の基幹医療施設への搬送）

市内の医療施設で対応できない重症者の市外医療施設等への搬送は、次のとおり実施する。

- ア 二次搬送基地の開設及び二次搬送体制の構築
- イ 医療機関情報の収集と搬送先の調整
- ウ 広域搬送手段の確保要請
- エ 二次搬送基地での受入れと応急救護
- オ 市外医療施設等への搬送

第5章 自主防災活動による地域防災力の充実

この章では、市民の「自らの身は、自ら守る」「私たちのまちは、私たちが守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化するための対策について述べる。

第1節 自主防災活動の習熟

1 自主防災組織の役割

(1) 平常時の役割

災害に備えるために自主防災組織は、日ごろから取り組むべき活動として防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、防災用資機材の整備等を行う。

また、地域の活動団体と協力しながら、家屋の耐震診断や家具の転倒防止を推進し、住宅用火災警報器を普及啓発するなど、幅広く活動することが望まれる。

(2) 災害時の役割

災害時は、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動が挙げられる。

2 習熟訓練の実施

自主防災組織が十分な役割を果たすために、組織ごとにそれぞれの実情に合わせて、地区防災訓練等に参加するとともに、初期消火、応急手当、避難誘導等の訓練を日ごろから実施し、より実践的な対応力を身に付ける。

第2節 自主防災組織の育成・支援

1 自主防災組織の育成指導

地域住民の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災直後の初動対応など自主防災組織の役割や具体的活動を定めたマニュアル等を作成し、自主防災組織の育成を図る。

自主防災組織に対し、災害時に機能を発揮し防災活動が実施できるよう、防災資機材の購入に財政的支援を行うとともに、組織育成に必要な研修会の開催、啓発用資料の配布、自主防災組織での研修への職員の派遣等を実施する。

市は、自主防災組織未結成の自治会・町内会、マンション管理組合等に対してその結成の促進に努める。

2 地区防災連絡協議会の運営

各自主防災組織の活性化と相互連携による地域防災活動充実のため、地区防災連絡協議会の

運営を行う。また、地区内各種団体、他地区協議会との連携により、実効性のある体制づくりを進める。

3 防災リーダーの育成

防災リーダーは、自ら防災に関する基本的な知識と技術を身につけ、日ごろから住民の防災意識を高める努力をするとともに、災害発生時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが要求される。

自主防災組織の役員を対象に、防災リーダー研修や指定避難所等での体験研修などを通して、防災リーダーの育成を行う。その際には、女性の参画の促進に努める。

また、将来的な地域防災力の向上を図るため、地域を守る力になる中学生を対象に、ジュニア防災リーダーの継続的な育成を進める。

第3節 自主防災組織と地域の関わり

自主防災組織は、地域内の危険地域や防災施設を把握しておく必要がある。

また、地域内の住民や、事業所、消防団、各種ボランティア団体、学校等の団体と連携して組織的かつ効果的な活動ができるよう、平常時から状況把握に努めるとともに連携を図る。

第4節 自主防災組織と防災リーダーの関わり

防災リーダーが地域で重要な役割を果たすためには、自主防災組織の現状を知ることが大切である。

自主防災組織内の構成員や避難行動要支援者の状況を的確に認識しておくため、防災リーダーは自主防災組織に必要な台帳を常に更新しておく必要がある。

台帳については個人のプライバシーに関わる事項も多いため、保管の方法については十分注意する。

第5節 企業等の防災体制の確立

企業は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用に努める。

さらに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測災害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、防災活動の推進に努める。

第6節 地区防災計画

東日本大震災を踏まえ、コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の

協働の推進を図るため、ボトムアップ型の防災計画の制度化が図られており（災害対策基本法第42条の2）、地区居住者等は市防災会議に対して、地区防災計画について提案することができる。

第6章 防災知識の普及

災害時に、被害を最小限にとどめるためには、市、防災関係機関及び市民が連携して活動することが重要である。この章では、市及び防災関係機関の関係者や市民が正しい知識と経験を持つための、防災知識の普及・啓発について述べる。

第1節 市民等への防災知識の普及

(1) 市民等への防災知識の普及

大規模な災害が発生したときに的確な判断に基づき行動ができるよう、自主防災組織のリーダーの災害対応能力の向上や、VR機能（仮想現実）と揺れを連動させた最新技術により、リアルな体験ができる地震体験車を導入したことで、市民等へ、震度体験等により、地震時の適切な行動を体得する機会を提供するなど、自治会・町内会を通して防災応急対策についての知識の普及を図る。また、生涯学習活動の場における啓発にも努める。

市は、ホームページ等を通じて、防災に関する情報の普及啓発を図るとともに、チラシ、小冊子「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」、ふじさわ防災ナビを利用したリーフレットやデジタルコンテンツ等のほか、津波、土砂災害・洪水、高潮、内水氾濫等の各種ハザードマップの配布などを通じて、市民一人ひとりや家庭ごとの防災知識の向上を図る。また、令和3年度に指定された土砂災害特別警戒区域について、ハザードマップやチラシを活用して周知していく。

また、地域住民が参加して作成した地区防災マップにより、地区の防災上の課題や、災害時に緊急避難や救援活動を行う上で必要な情報について、周知を図る。

市は、県の総合防災センターの体験、展示、啓発イベントなどとの連携、温泉地学研究所の調査研究の成果の広報など、県の関連施設との連携を図り、市民の防災知識の向上を図る。また、防災フェアを適宜開催するとともに、駅前防災キャンプ等イベントの場を活用しながら、市民等が気軽に防災活動を体験・体感できる機会をつくっていく。

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害からの復興を確実に後世に伝えていくために、大災害に関する調査結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、一般に公開できるように努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を後世に正しく伝えるよう努める。

津波災害警戒区域の自主防災組織等の参加の下、平成26年度に作成した自治会町内会ごとの津波避難マップについて、新たな津波ハザードマップに基づき見直しを行い、訓練等とおして地域住民への周知を図る。

令和6年4月1日現在、神奈川県によって指定されている土砂災害警戒区域189区域（うち土砂災害特別警戒区域177区域）の地域住民に対して、土砂災害警戒区域の位置、情報の入手方法、避難方法等に関し、ハザードマップやホームページ等を活用し周知を進める。

(2) 津波防災に関する普及啓発

市は、住民が津波による人的被害を軽減する方策は、津波災害警戒区域から区域外への避難や高所への避難が基本となることを踏まえて、令和3年3月に指定された津波災害警戒区域に基づく津波ハザードマップの配布や津波浸水想定CGの活用、電柱・カーブミラー等への標高・基準水位等の表示及び津波避難に関する看板等の設置を進め、津波警報や避難情報、徒歩避難の原則等、防災に関する様々な動向や情報等について、わかりやすく継続的に住民に周知し、津波防災に関する知識の啓発を行う。津波ハザードマップについては、土地取引等における活用を通して、住民等にその内容が理解されるよう努める。

また、県が平成27年3月に公表した「津波浸水想定」、並びに令和3年3月に公表した「津波災害警戒区域」及び津波の浸水深に津波が建物等に衝突した際の水位の上昇（せき上げ）を加えた水位で、地盤面からの高さ（水深）で測られる「基準水位」についても、数値等の意味や内容について適切な情報提供に努める。

(3) 液状化対策及び耐震診断、耐震改修等の普及啓発

市は、県が作成した「建築物の液状化対策マニュアル」により、液状化対策の普及に努める。

市は、液状化危険度マップにより情報提供を行い、普及啓発に努める。

市は、耐震相談に的確に対応できるよう、耐震相談窓口を充実するとともに、耐震診断・耐震改修についての補助制度活用の普及を図り、耐震改修の促進に結びつける。

(4) 高層建築物における防災対策の周知

市は、気象庁による緊急地震速報の配信に係る長周期地震動階級に基づく基準の追加（令和5年2月）についてホームページ等で市民に周知する。また、高層建築物の居住者等に対しては、長周期地震動のほか、エレベーター停止への備えや、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止や非常食・飲料水の備蓄など防災対策についても普及啓発を進め、高層建築物における防災対策の充実を図る。

(5) 帰宅困難者に関する普及啓発

市は、大規模地震発生直後において、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、九都県市防災・危機管理対策委員会が作成するリーフレットやポスターを活用し、市民、企業、学校、関係団体などへの周知を図る。

また、藤沢駅周辺地域をはじめとする帰宅困難者等対策協議会が作成している帰宅困難者等対策マニュアル、帰宅支援マップにより周知を図る。

(6) 南海トラフ地震対策の普及啓発

市は、南海トラフ地震に関する知識や南海トラフ地震臨時情報が出された場合などにとるべき行動をはじめとする対策の普及啓発に努める。

(7) 水防等に関する総合的知識の普及

水防、土砂災害防止、道路災害防止、地下街等災害防止に関する総合的な知識の普及を図るため、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「水防月間」（5月1日～5月31日）、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）、「道路防災週間」（8月25日～8月31日）等を通じ、市、県及び防災関係機関と協力して各種講演会、イベント等を実施する。

(8) 家庭における身近な防災対策の普及

市は、市民自らが実施する防災対策として、最低3日分（可能な限り7日分）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、耐震診断、耐震改修、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、風呂への水の確保、住宅用火災警報器・感震ブレーカーの設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図る。

(9) 自主的な防災活動の普及

災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、市及び関係機関、ボランティア団体が協力して、講演会、講習会、展示会等の行事を実施する。

(10) 防災知識の普及における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国につながる人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、ジェンダー平等に十分配慮するよう努めるものとする。

(11) 自動車運転者等に対する啓発

自動車運転者及び自動車の使用者に対し、地震発生時における自動車の運行等自粛措置について安全運転管理者等に対する講習、免許の更新を受ける者に対する講習などの機会を捉えて啓発できるよう、関係機関と連携する。

(12) 空き家対策についての啓発

適切な管理が行われていない空き家は、防災面においても地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

例えば建築部材の破損や不同沈下、基礎等の損傷等により、倒壊のおそれや屋根外壁等の飛散するおそれがある。また、管理が行き届かない空き家は火災発生のおそれがある。

これらは、直接住民に被害をもたらすことや災害時の救出活動・避難活動に支障を及ぼすことが懸念される。

そのため空き家対策について、関係各課と連携して市民への啓発を推進する。

第2節 学校・社会福祉施設における防災教育の推進

(1) 市立学校における防災教育の推進

教育委員会は、地震対策の手引書（「地震－そのとき学校は－（2019年改訂版）」藤沢市教育委員会）に基づき、市立学校長に対し、児童生徒の退避・保護等、災害発生後の災害応急対策等について、防災教育を実施するとともに、保護者への周知を図るよう指導する。

また、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や災害対応能力等の向上を図る。

市は、若年層を対象に防災啓発を図る小冊子「ふじさわ防災ナビJr.」を市内の中学生へ提供するとともに、効果的な活用に向けて、学校関係者との意見交換を進めるなど、防災に関する学習機会創出を推進する取組を行う。

(2) 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進する。

第3節 企業等の防災体制の確立等

企業、事業所等に対しては、企業等ごとに従業員に対し、積極的に防災教育を行うことや、自衛消防組織等の整備など、啓発を行い、企業等の自主防災体制について周知徹底を図っている。

企業等は、災害時に企業等の果たす役割を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用に努める。

BCPをもとに、従業員の防災意識の向上に努める。

第4節 防災関係機関が実施する啓発

防災関係機関は、それぞれ所管する事務及び業務に関する地震防災応急対策について、職員に対し教育を実施するほか、利用者に対しても啓発に努める。

第5節 災害時医療の普及啓発・技術の習得

日ごろから、心肺蘇生法、止血法等市民が行うことができる応急手当について、知識・技術の普及を図る。

医師会の協力を得て、医療関係機関、行政関係者に対する災害時医療等の研修を進める。

第6節 市職員に対する防災教育

市は、職員に対して、総合防災訓練、参集訓練、図上訓練などの各種訓練及び防災に関する

様々な研修を通して、職員の災害に対する心構えや防災知識の向上を図る。

さらに、「災害時職員行動マニュアル」を毎年見直すことによって、災害時における各部各課の役割の認識について、一層の徹底を図る。

第7章 防災訓練の実施

災害が発生した場合、発災後の時間の経過に応じて適切な行動をとることが求められる。この章では、そのための訓練及びその実施主体について述べる。

第1節 災害時に期待される役割・行動

災害時において、個人・地域・市など実施主体ごとに期待される役割は、次のとおりである。

表 2-4 災害時に期待される役割・行動

活動単位	実施主体	期待される役割・行動
小  大	個人、家庭	けがをしない、自分の身は自分で守る
	自主防災組織、マンション等	隣近所での人命救助活動、初期消火活動
	指定避難所	生活再建に備えた指定避難所等での活動
	地区防災拠点本部、自治会町内会連合会	地域における生活の再建
	藤沢市	市民の安全確保・生活維持と再建

第2節 防災訓練

災害時には、ライフラインや情報の途絶など、普段とは異なった環境下に置かれることになり、普段できていたことでも災害時には実施が困難になることが予想される。そのような環境下であっても、命や財産を守るため、各実施主体が状況に応じた対応を行う必要がある。

現在、市は、大規模災害発生時を想定した、より実践に近い訓練を国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力、連携して実施している。また、市、地域、防災関係機関等それぞれが主体的に訓練を実施し、防災意識の啓発に努めている。

防災訓練は、各実施主体が災害時に行うべき行動の必要性や行動目的を事前に理解し、練習・体験することで、災害時に迅速・的確な活動を実施できるよう活動に必要な知識や技術等を習得すること、また、訓練に参加することにより防災意識を向上し、地域でのつながり・連携を強化することを目的として実施する。

各訓練においては、市民が積極的に参加できる仕組みを構築し、共助の視点からの確かな防災体制を市民が体得することを進めていく。また、災害時の初動体制を的確かつ効率的に実施できるよう、各訓練を反復、継続的に実施することに努める。

1 市民が主体の防災訓練

災害が発生した場合、公的な支援（公助）を受けるまでは、各家庭、地域など（自助、共助）で災害対応にあたる必要がある。また、避難生活が生じる場合は、生活再建の拠点として指定避難所の運営等を主体的に実施していく必要がある。そのため、実災害をイメージし、自助に

より自らの身を守る行動、共助による初期消火、救出救助、安否確認、避難生活での活動等を中心とした防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国につながる人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、ジェンダー平等に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 個人・家族で行う訓練

災害時に自らの身や家族の生命を守り、安全を確保するには、事前にその方法を身につけておく必要があるため、各個人や家族で訓練を実施する。

(2) 自主防災組織で行う訓練

災害時には、自主防災組織が中心となって災害対応にあたる必要があるため、自主防災組織ごとに自主防災力の向上を目的とした訓練を実施する。

(3) 指定避難所訓練

地域の情報を把握し、円滑に指定避難所を運営するには、事前に、指定避難所の開設方法や指定避難所に求められる役割を確実に学び、身につけておく必要があるため、避難所運営委員会ごとに実践的な指定避難所訓練を実施する。

(4) 地区総合防災訓練

地区内の自主防災組織が集まり、各自主防災組織が日ごろ訓練している項目の再点検や、自主防災組織間・指定避難所間の連携訓練等、地区全体の防災力の向上を目的とした訓練を地区ごとに実施する。

2 企業等が主体の防災訓練

事業所は、災害の発生防止又は発生した場合の被害を軽減するため、消防計画等の定めるところにより防災訓練を実施し、従業員等に対し防災知識の普及を図るとともに、地域における訓練に積極的に参加し、地域との協働を図る。

3 市が主体の訓練

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという最も重要な責務を遂行するため、計画的に防災訓練を行うことにより職員及び組織の災害対応能力を高め、災害時における混乱の中で適切に判断し行動できる力を身につける。

なお、訓練の実施にあたっては、防災関係機関や応援職員との連携を考慮することで、より実災害に即した訓練とする。

また、防災の日（9月1日）及び防災週間、又は防災とボランティアの日（1月17日）及び

防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）の機会を捉えて、各種訓練を実施する。

（1）総合防災訓練

大規模災害発生時に初動体制確立と実災害に対応するため、防災関係機関の機動力を結集し、即時救援体制の確立を図り、防災協定等の有効性について検証を行い、実効性を確保する。

（2）津波対策訓練

地震発生時に津波が想定されることから、津波警報等の早期伝達、早期避難体制の確立を目的とした訓練を、市民との協働のもと、沿岸地域を中心に実施する。

（3）水防訓練

風水害・高潮災害からの避難者の安全確保、風水害による被害を軽減するための水防活動訓練を実施する。

（4）個別の防災訓練

総合防災訓練とは別に、個別の対応訓練を実施する。

職員の動員、情報収集、伝達、災害対策本部設置・運営、帰宅困難者対策等、より実践的な訓練を実施する。

（5）図上訓練

災害時職員行動マニュアルを基本に、各指揮本部ごとに図上訓練を実施し、その集約として災害対策本部の図上訓練を実施する。

4 防災訓練のマニュアル作成及び周知

住民一人ひとりが自らの命と自分たちのまちを守るためには、日ごろから自主防災組織等での防災訓練をはじめ、指定避難所開設の対応など、様々な訓練が重要である。そのため市は、その訓練の方法や役割を示したマニュアル等を作成し、自主防災組織等に周知する。

第8章 防災制度の充実・強化

平常時から災害に備え、災害時には躊躇なく被災者を救助することは、自治体の使命である。そのために、災害対策基本法（1961年）や災害救助法（1947年）など多くの関連する法律に基づいて、防災対策や減災の視点からの取り組み、災害発生後の迅速な復旧・復興への対応が肝要である。

しかしながら、これらへの制度的な対応はまだ十分でないとの指摘もある。この章では、法制度の歴史や藤沢市の取り組みを振り返り、地震、津波、台風、集中豪雨、竜巻など今後起こりうる災害に対し、どのように備えていくかを示すものである。

第1節 災害の歴史に学ぶ

1 歴史史料等に学ぶ

1923年9月1日午前11時58分におきた関東地震は、神奈川県西部から三浦半島さらには房総半島先端にかけてのプレート境界が破壊され動いたもので、M7.9とされている。揺れと津波、大火が7府県を襲い、死者約99,000人、行方不明者約43,400人、全半壊焼失建物が70万棟超という大災害である。関東大震災である。

藤沢では、死者行方不明者合わせて約270名、全壊半壊全焼の家屋は約5,130棟であり、当時の世帯数が約7,100であるので、相当数の家屋被害があったといえる。

これまで、藤沢を含む湘南地方の関東大震災の資料としては、神奈川県による「神奈川県震災誌」、藤沢小学校で編纂された「震災誌」などが基本資料であったが、東日本大震災を契機に2013年に、90年目を迎える関東大震災から教訓を学ぼうという機運が高まり、2012年から2013年にかけて、藤沢市文書館が「ふじさわの震災」や「ふじさわの関東大震災」の展示会を開催し、市内に残る多くの資料を基に、様々な調査研究が進められた。関東大震災における震源と藤沢での揺れの関係、津波の浸水状況など現在の対策の参考になることが数多くある。また、市内には震災の慰霊などのために石碑が数多く設置されており、貴重な事象が記されている。

さらに、藤沢の大地を知ることは、例えば地層や地形の発達状況を知ることは、災害の史実やハザードを理解することにつながる。近年、こうした研究が全国でかなり進められてきている。

こうした史実を学び、今後の災害対策に活かしていくことが大切である。

2 関連法の制定と市の対応

戦後1946年12月に起きた昭和南海地震をきっかけに制定されたのが「災害救助法」であり、枕崎台風やカスリーン台風による水害を受けて、洪水や高潮に際し、水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するために「水防法」（1949年）が施行された。1959年9月26日の伊勢湾台風は、愛知県、岐阜県、三重県及び紀伊半島一帯を中心に死者行方不明者5098人、負

傷者 38,921 人という甚大な人的被害をもたらし、高潮によっても約 15 万棟を超える家屋が全半壊の被害を受けたが、この大災害が「災害対策基本法」（1961 年）成立の契機となった。

その後も、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（1962 年）、活動火山対策特別措置法（1973 年）、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（1973 年）、明確な耐震基準が盛り込まれた建築基準法の改正（1981 年）、地震対策特別措置法（1995 年）、被災者生活再建支援法（1998 年）など、そのときの災害への対応状況から法律が制定されてきた。近年の法律の動向については、序論第 1 部第 1 章に示している。

藤沢市においては、災害対策基本法の制定に伴い、藤沢市防災会議条例（1963 年 4 月）を制定し、風水害対応を中心に、災害予防・災害応急対策・災害復旧の観点から地域防災計画を作成した。

同様に、藤沢市災害対策本部条例（1963 年 12 月）と本部規則（1964 年 8 月）を制定し、災害対応の体制を整えた。さらに、1975 年には、消防本部に地震対策課を新設するとともに、市民と市が一体となって、震災の予防、震災の応急対策その他必要な措置を講ずることにより、震災を最小限に止め、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に、藤沢市地震対策条例を制定した。条例では、市・事業者、市民の責務を定めるとともに、指定緊急避難場所（大規模火災）の確保をはじめとする防災対策、飲料水や物資の確保をはじめとする震災応急対策および自主防災組織の活動などについて具体的施策を示している。また、地域防災計画地震対策編を 1976 年に策定した。

その後、1988 年に行政組織の改組に伴い、地震対策課を市長部局に移管し、地震防災課を設置し、2002 年の総合防災センター完成に伴い、消防本部とともに移転し、2003 年に災害対策課に名称変更、2013 年に防災危機管理室に組織変更、2017 年の組織改正により防災安全部を設置し、防災政策課と危機管理課に分割・再編されている。

このような制度的な充実、市の体制の充実を踏まえ、多様なかつ規模の大きな災害に対し、円滑かつ迅速な対応が重要となっている。

第2節 復興の視点について

1 災害復興の重要性

阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえると、復旧の過程から迅速な復興への道筋をつけることが重要な課題となっている。本計画においては、2013 年 7 月の改正において、災害復旧に災害復興対策を加え、震災復興基本計画を初めて位置づけている。

防災と減災に力を入れ、種々の対策を進めたとしても、様々な自然災害に遭うことは避けることができず、被災者が災害前の生活を取り戻し、また被災地が災害前の活力を取り戻すために、地域に適った復興の取り組みを平常時から検討しておくことが重要となる。

2 事前の復興まちづくりの展望

復興の対象は、公共的な建物や都市基盤等だけではなく、被災者の住まいや生活、コミュニティや文化、社会・経済システムなど多岐にわたる。このような市民生活の復興を展望し、実

効性ある対策を進めるには、災害時の脆弱性を調査し、地域の特性を踏まえた将来のまちづくりを、平常時から、地域住民が主体となって検討することが重要である。

そのために、復興対策を総合的かつ計画的に進めることによって、市民生活が再び豊かなものとなるように、2014年12月に制定した藤沢市災害復興条例を活用するとともに、甚大な災害に遭遇したときに、市民生活の復興を速やかに進めるための財源として、2015年4月に創設した藤沢市災害復興基金を活用する。なお、災害の発生後における市民生活の復興等の費用に要する基金の額として、5億円を設定する。

第3節 総合的な取り組みについて

1 多発する多様な災害への対応について

本市では、1975年6月に、藤沢を地震による災害から守るため、市民と市が一体となって、震災の予防、応急対策等を実施するために、地震対策条例を制定しているが、阪神淡路大震災や東日本大震災による教訓や全国的に多発している土砂災害や大規模な風水害などを踏まえた災害対策あるいは復興対策のことなどを踏まえると、十分な対策を示しているとは言えない。

そのため、多発する自然災害に対する事前の備え、災害時の応急対策、及び復旧・復興対策など、あらゆる災害に対応する基本的考え方を示すことは重要である。過去に藤沢市を襲った災害を乗り越えて誇りある郷土を築いてきた先人の知恵や経験を活かし、自助、共助、公助の考え方を基本に、災害予防、災害応急対策、復旧・復興対策を位置づけた（仮称）災害対策基本条例の検討を進める。

2 藤沢市地域防災対策アクションプラン

多発する多様な自然災害に対応するには、全庁的な連携のもとに、具体的な対策を推進することが重要である。神奈川県では、地震防災について、防災・減災の取り組みを進めるために、減災目標を定めて、具体的対策の推進を図っている。そのため、「神奈川県地震防災戦略」を策定し、9年間での各施策の目標を定めている。

本市においても、地域防災計画に定めた施策を、総合的にかつ計画的に進め、具体的な効果を上げるために、「神奈川県地震防災戦略」や「神奈川県水防災戦略」を参考にして目標を定め、ハード面、ソフト面の対策、備えと応急の対策などに分け、実施計画として年次的に施策を示すことが重要であることから、その実施計画として、藤沢市地域防災対策アクションプランを策定し進捗管理を行う。